

意見書

平成 20 年 2 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「NTT 東日本及び NTT 西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「NTT東日本及びNTT西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針(案)」(以下、「本認可方針案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

なお、本意見書においては、県間中継接続事業者であるソフトバンクテレコムとしての立場からの意見と3社共通意見とに大別して意見を述べさせていただきます。

ソフトバンクテレコムとしての立場からの意見

【総論】

今回の東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)の県間、並びに東西中継役務提供にかかる活用業務申請において、全く県間中継接続事業者の立場での審査が行われていないのは、不適切と考えられます。

加えて、今回の NTT 東日本及び NTT 西日本(以下、「NTT 東西」という。)の県間、並びに東西中継役務提供に係る活用業務申請においては、県間伝送路設備のオープン化と称して、NTT 東西により県間伝送路提供者の選定の公募が行われていますが、これは、調達における透明性・公平性を確保するもので、NTT 東西における次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)全サービスの、中継接続事業者に対しての公平性を確保するものではないと考えます。従って、ネットワークのオープン化については、平成 20 年 1 月 29 日に公表された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申(案)」(以下、「NGN 接続ルール答申案」という。)の「第 3 章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル)」に記述のとおり、今後のサービス発展性の面、公正競争の観点から NTT-NGN 全サービスの県レベルでの接続形態が必須と考えられます。

NTT 東西の活用業務申請の認可にあたっては、NTT-NGN のサービス仕様並びに NTT-NGN の接続点がどのようなものとして計画されていようと、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第 2 条第 5 項、並びに「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙 1「ネットワークのオープン化」、特に、第 1・第 2 パラグラフに基づき、県間中継接続事業者の見地から、NTT 東西の NGN 県間中継事業者に選定された事業者以外の県間中継事業者に対しても NTT-NGN 利用者が ZC マイラインと同等に自由に県間中継事業者を選択できる形で、県間中継事業者間の同等性が担保されるような条件が課せられるべきです。

固定通信電話における、中継交換機における ZC マイライン接続と同等に、NTT-NGN の利用者ごとに県間中継網を選択可能となるような措置が講じられ、県間・県内という区域別に小売料金設定がなされていないければ、県間中継接続事業者の見地からは同等性が担保されているとは言えません。

その上で、営業面においても NGN 県間中継事業者に選定された事業者以外の県間中継事業者が、NTT-NGN 利用者に対して自社の県間中継網利用を促す営業活動を可能とする(例えば、NTT 東西の営業と同行した営業活動等を NTT 東西の NGN 県間中継事業者に選定された事業者と同等条件での随伴営業を可能とすること、等)ことで初めて NTT 東西の NGN 県間中継事業者と他の中継接続事業者間において同等性が確保されるものと考えます。

NGN 接続ルール答申案の P.31 において、「IP-IP 接続等を含めて、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには～(略)～NTT 東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切に POI の設置を行うことが適当」とあり、また、NGN 接続ルール答申案の P.19 において、「市場調達性や一部事業者における自前設置の実績を持って、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」とあることから、NTT 法第 2 条第 5 項に基づき県間中継接続事業者の「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを担保するため、県間中継接続事業者の県間中継サービスの時期の同等性と、円滑な役務提供を可能とし、網改修による過度な経済的負担を発生させないようにするために、ZC レベルの相互接続点については、機器の調達段階からあらかじめ準備されることが適当です。

固定電話では、NTT の再編に際して、中継交換機と関門交換機の機能が混在しているなどのケースがあったため、NTT 地域会社と長距離会社にネットワークを分割する際に同等性を確保するまでの期間と網改造費用を要する等の手戻りや、過大な費用が発生しました。この点、NGN は新たに構築する網であり、また、NTT 東西は県間中継事業者を選定する前提であることから、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものであると考えます。よって、少なくとも県レベルでの相互接続点設置に関しては、接続料設定に算入されるような追加的な投資や改造費用は発生せず、NTT 東西にとって「過度の経済的負担」となり得ないものであると考えます。

NTT 法第 2 条第 5 項に基づいて、NTT 東西の活用業務申請の認可を行う場合においては、このようなトラヒックの県間中継接続点の提供を条件と課すことにより NTT-NGN 利用者が県間中継事業者を選択可能となり、利用者は料金面、顧客サポートや今後創出される新たな付加サービス等に関し選択の自由が生じることにより、事業者間の切磋琢磨を通じた競争が進展することとなり、ひいては、電気通信事業法が目的とするところの、公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保、公共の福祉の増進を実現することが初めて NGN でも可能となります。

以下に条件9を示すわけですが、このような条件を考えずに、シグナリング、QoSのZC点での相互接続等を含めて、あらかじめNTT東西が活用業務申請以前にNGNにおけるルータ等を事前発注しており、改造費用が発生して、接続事業者から改造費用を請求するというようなことはあってはならないと考えます。

以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。

- ・ 認可条件 9 として、NTT 東西に対して以下の条件を付すこと。
 - ・ NTT 東西は、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ 2 箇所ずつ相互接続点を開設すること。
 - ・ NTT 東西は、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設けること。
 - ・ NTT 東西は、上記相互接続点を設けた後、区域別(県間・県内)に小売料金を設定した上で、NTT 東西の県間中継網に選定された事業者以外の県間中継事業者に対しても NTT-NGN 利用者が利用者ごとに指定選択可能となるような措置を講ずること。

※ 各論においては NTT 東日本部分についてのみ意見箇所を示しておりますが、NTT 西日本についても同等の箇所となります。

頁※	該当部分	意見
4	・ 1)ステップ1「おそのの程度に関する評価」	今回の NTT 東西の県間、並びに東西中継役務提供にかかる活用業務申請において、全く県間中継接続事業者の立場での審査が行われていないのは、不適切と考えられます。
10	・ 2)ステップ2「公正な競争を確保するために必要な措置」	
4	・ 1)ステップ1「おそのの程度に関する評価」	今回の NTT 東西の県間、並びに東西中継役務提供にかかる活用業務申請において、全く県間中継接続事業者の立場での審査が行われていないのは、不適切と考えられます。
9	・ ② ボトルネック設備との関連性(申請A及び申請B)	
10	・ ③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無 ・ 2)ステップ2「公正な競争を確保するために必要な措置」	加えて、今回の NTT 東西の県間、並びに東西中継役務提供に係る活用業務申請においては、県間伝送路設備のオープン化と称して、NTT 東西により県間伝送路提供業者の選定の公募が行われていますが、これは、調達における透明性・公平性を確保するもので、NTT-NGN 全サービスの、中継接続事業者に対しての公平性を確保するものではないと考えます。従って、ネットワークのオープン化については、NGN 接続ルール答申案の「第 3 章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル)」に記述のとおり、今後のサービス発展性の面、公正競争の観点から NTT-NGN 全サービスの県レベルでの接続形態が必須と考えられます。
11	・ ① ネットワークのオープン化	

頁※	該当部分	意見
13	・ ② ネットワーク情報の開示	<p>NTT 東西の活用業務申請の認可にあたっては、NTT-NGN のサービス仕様並びに NTT-NGN の接続点がどのようなものとして計画されていようとも、NTT 法第 2 条第 5 項、並びに活用業務ガイドラインの別紙 1「1 ネットワークのオープン化」、特に、第 1・第 2 パラグラフに基づき、県間中継接続事業者の見地から、NTT 東西の NGN 県間中継事業者を選定された事業者以外の県間中継事業者に対しても NTT-NGN 利用者が ZC マイラインと同等に自由に県間中継事業者を選択できる形で、県間中継事業者間の同等性が担保されるような条件が課せられるべきです。</p> <p>固定通信電話における、中継交換機における ZC マイライン接続と同等に、NTT-NGN の利用者ごとに県間中継網を選択可能となるような措置が講じられ、県間・県内という区域別に小売料金設定がなされていないならば、県間中継接続事業者の見地からは同等性が担保されているとは言えません。</p> <p>その上で、営業面においても NGN 県間中継事業者を選定された事業者以外の県間中継事業者が、NTT-NGN 利用者に対して自社の県間中継網利用を促す営業活動を可能とする(例えば、NTT 東西の営業と同行した営業活動等を NTT 東西の NGN 県間中継事業者を選定された事業者と同等条件での随伴営業を可能とすること、等)ことで初めて NTT 東西の NGN 県間中継事業者と他の中継接続事業者間において同等性が確保されるものと考えます。</p> <p>NGN 接続ルール答申案の P.31 において、「IP-IP 接続等を含めて、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには～(略)～NTT 東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切に POI の設置を行</p>
14	・ ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保	
15	・ ④ 営業面でのファイアーウォール	
16	・ ⑤ 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)	
17	・ ⑥ 関連事業者の公平な取扱い	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 申請業務に関する認可条件等 ・ (1)認可条件 (中略)8項目 ・ (1)認可条件 ・ (情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係) 条件1 ・ (県間伝送路等に係る公正競争要件) 条件2 ・ 	

頁※	該当部分	意見
		<p>うことが適当」とあり、また、NGN 接続ルール答申案の P.19 において、「市場調達性や一部事業者における自前設置の実績を持って、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」とあることから、NTT 法第 2 条第 5 項に基づき県間中継接続事業者の「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを担保するため、県間中継接続事業者の県間中継サービスの時期の同等性と、円滑な役務提供を可能とし、網改修による過度な経済的負担を発生させないようにするために、ZC レベルの相互接続点については、機器の調達段階からあらかじめ準備されることが適当です。</p> <p>固定電話では、NTT の再編に際して、中継交換機と関門交換機の機能が混在しているなどのケースがあったため、NTT 地域会社と長距離会社にネットワークを分割する際に同等性を確保するまでの期間と網改造費用を要する等の手戻りや、過大な費用が発生しました。この点、NGN は新たに構築する網であり、また、NTT 東西は県間中継事業者を選定する前提であることから、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものであると考えます。よって、少なくとも県レベルでの相互接続点設置に関しては、接続料設定に算入されるような追加的な投資や改造費用は発生せず、NTT 東西にとって「過度の経済的負担」となり得ないものであると考えます。</p> <p>NTT 法第 2 条第 5 項に基づいて、NTT 東西の活用業務申請の認可を行う場合においては、このようなトラヒックの県間中継接続点の提供を条件と課すことにより NTT-NGN 利用者が県間中継事業者を選択可能となり、利用者は料金面、顧客サポートや今後創出される新たな付加サービス等に関し選択の自由が生じることにより、事業者間の切磋琢磨を通じた競争が進展することとなり、ひいては、電気通信事業法が目的とするところの、公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保、公</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>共の福祉の増進を実現することが初めて NGN でも可能となります。</p> <p>以下に条件 9 を示すわけですが、このような条件を考えずに、シグナリング、QoS の ZC 点での相互接続等を含めて、あらかじめ NTT 東西が活用業務申請以前に NGN におけるルータ等を事前発注しており、改造費用が発生して、接続事業者から改造費用を請求するというようなことはあってはならないと考えます。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件 9 として、NTT 東西に対して以下の条件を付すこと。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西は、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ 2 箇所ずつ相互接続点を開設すること。 - NTT 東西は、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設けること。 - NTT 東西は、上記相互接続点を設けた後、区域別(県間・県内)に小売料金を設定した上で、NTT 東西の県間中継網に選定された事業者以外の県間中継事業者に対しても NTT-NGN 利用者が利用者ごとに指定選択可能となるような措置を講ずること。
9	② ボトルネック設備との関連性(申請A及び申請B)	<p>申請 A 及び申請 B については接続点がアクセスから県間に至るまで存在せず、同様に、NGN 接続ルール答申案の P.19「市場調達性や一部事業者における自前設置の実績を持って、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」とあります。よって、NTT NGN 県間並びに東西接続申請の審査に当たっては、「特に中継接続事業者の見地から、ボトルネック設備との関連性</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>によって生じる公平性の担保について審査が必要である」という文言を追加する必要があります。</p>
11	<p>・ ① ネットワークのオープン化 【NTT 東日本が講ずることとしている措置】</p>	<p>申請 A 及び申請 B については接続点がアクセスから県間に至るまで存在せず、同様に、NGN 接続ルール答申案の P.19「市場調達性や一部事業者における自前設置の実績を持って、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」とあります。よって、NTT NGN 県間並びに東西接続申請の審査に当たっては、「特に中継接続事業者の見地から、ボトルネック設備との関連性によって生じる公平性の担保について審査が必要である」という文言を追加する必要があります。今回 NTT 東西より申請のあった、</p> <p>申請 A 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定 申請 B 次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定 申請 C イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定</p>
12	<p>・ 第二に、申請業務において、NTT 東日本が自ら敷設・所有する県間伝送路設備については、ボトルネック設備と一体的に構築されるものであり、独占的分野の市場支配力が競争的分野において濫用されることを防止する観点から、他事業者に対し、当該県間伝送路設備のオープン化を図る必要がある。</p> <p>このため、当該県間伝送路設備に関し、他事業者からの要望を踏まえてその利用に係る料金その他の利用条件を作成し、公表することが必要である。【☞認可条件2】</p> <p>また、NTT 東日本が県間伝送路を他事業者等から調達する場合については、NTT 東日本は「中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである」としているが、当該調達先の選定手続に関して、公平性・透明性を確保するための措置が着実に講じられるよう担保することが必要である。【☞認可</p>	<p>は、県間並びに東西間の中継伝送役務であると考えられますが、県間伝送路を公募にて調達することをもってオープン化ということにはなりません。これは、告示 243 号別紙 2 の考え方と同等の論理があるように思われますが、単にインターフェース条件を提示し、公募しただけでは中継接続事業者の公正な競争環境は担保されません。</p> <p>中継接続事業者であるソフトバンクテレコムは、NTT 東西のサービス提供のために県間伝送路を提供したいのではなく、NTT 東西の県間並びに東西の中継伝送役務の競争的な提供を通じて、インターネット社会の発展並びに国民の利便の確保をはかりたい立場であり、そのためには、調達の公平性ではなく接続点のオープン性、公平性が必要であり、少なくとも ZC レベルでの接続点の開放が必要と考えます。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>条件2】 第三に、NTT 東日本は、NTT 西日本と相互接続する場合において、NTT 西日本との間の中継伝送区間に係る接続事業者を選定することから、当該選定に関し、公平性・透明性を確保するための措置が着実に講じられるよう担保することが必要である。【☞認可条件3】</p>	<p>NTT 法第 2 条第 5 項に基づいた活用業務ガイドラインの別紙 1【東・西 NTT が活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための 7 つのパラメータ～】には、 「競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠と認められる場合には、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう、東・西 NTT は、接続等の迅速性、公平性を確保すること。 具体的には、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが省令で義務付けられていない場合であっても、東・西 NTT は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。」</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> ・（県間伝送路等に係る公正競争要件）条件2 ・（NTT 西日本との相互接続に係る公正競争要件）条件3 	<p>とあり、現時点では NTT-NGN ZC 接続点に該当するルータは第一種指定電気通信設備には指定されていませんが、新たな認可条件 9 として、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう相互接続点を設けることを担保することを、認可にあたっての条件とすべきであると考えます。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> ・（情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係）条件1 	<p>今回審査しているのは、NTT-NGN の県間並びに東西接続申請であることにかんがみれば、ISP 事業者等とだけではなく、県間中継接続事業者と積極的な協議をすることが必要と考えられます。</p>

3 社共通意見

【総論】

今回、NTT 東日本及びNTT 西日本より認可申請があった活用業務(以下、「本申請業務」という。)は、旧来の電話網を前提としてこれまで構築されてきた累次の競争ルールを脱法的に回避し、公正な競争に支障を及ぼす恐れがある可能性が非常に高いと考えます。従って、本申請業務の審査にあたっては、関連法規等の趣旨に今一度立ち戻り、IP 化が進展する中において公正競争環境を維持するために、NTT グループ各社の在り方も含めどのような枠組みが適切であるかという将来像を描きつつ、結論を急ぐことなくその可否を決定して頂きたいと考えます。

以下に、本認可方針案に関する弊社共の基本的な考え方を述べさせていただきます。

第1 本認可方針案について

1. 活用業務として認められる業務範囲

(1) NTT再編とNTT法の趣旨

NTT 法第 1 条第 2 項及び「NTT の再編成についての方針」(平成 8 年 12 月 6 日公表)の趣旨に鑑みた場合、NTT 東西の活用業務の範囲はあくまで NTT 東西の業務範囲を地域電気通信業務等に制限した趣旨を逸脱しない範囲に限られるべきです。

すなわち、NTT 法において NTT 東西の業務範囲を地域電気通信業務等に制限している現行の業務範囲規制の趣旨は、NTT 再編成においてボトルネック設備を保有する地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、NTT 東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、公正な競争を確保するというにありま(活用業務ガイドライン P.3)。また、「NTT の再編成についての方針」が日本電信電話株式会社の移動体事業の分離及び日本電信電話株式会社の再編成(以下、「NTT 再編」という。)を掲げるのも同様の趣旨によるものです。

他方、NTT 法第 2 条第 5 項は、NTT 東西が地域電気通信業務等を営むにあたり余剰となる経営資源(設備若しくは技術又はその職員)を利用して地域電気通信業務等以外の業務を行うために認められた規定です。活用業務は、地域電気通信業務等以外の業務を NTT 東西が活用業務として行うことを認めるものですが、地域通信分野における独占の弊害を避けるために NTT 東西の事業を地域電気通信事業に限定した NTT 法の趣旨からすれば、その範囲については限定的に解釈されるべきであり、活用業務はこのような NTT 法の趣旨および NTT 法第 2 条第 5 項の法文解釈を逸脱しない範囲においてのみ

限定的に認められるものでなければなりません。

(2) 脱法手段として利用されている現状

そもそも、本来、次世代ネットワークのような県内・県間を一体的に提供するサービスは、NTT 再編成時の整理に基づき、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）が提供すべきものです。平成 19 年 11 月 9 日付け社長会見 (<http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html>)によると、NTT 東西は NTT 東西の光アクセス回線において 2010 年に 2,000 万世帯の加入を目指すとしており、現在の光ブロードバンド契約数の総数をはるかに上回る契約数の獲得を目標とする等、NTT-NGN に基づく IP サービスが主力業務になることを承知の上で、NTT 東西が活用業務として提供するとすれば、NTT 再編成の主旨を形骸化することとなり問題です。ましてや、NTT 東西が相互に直接接続を行い、NTT-NGN を一体的に運営することは、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズへの分離が実施された NTT 再編成を無意味にするものであり、適切ではありません。

このように、平成 11 年に実施された NTT 再編成は、NTT 東西を始めとするグループ各社の行為により、ないがしろにされつつあります。この点に関しては、平成 19 年 2 月 14 日の日本電信電話株式会社の社長会見(<http://www.NTT.co.jp/kaiken/2007/070214.html>)における発言から、日本電信電話株式会社及び NTT 東西が一体となって意図的に NTT 再編成の主旨を形骸化させつつあること、及び本来は現行の業務範囲規制について根源的な見直しが必要であることを認識しているにも係わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜けるかということ在意図していることが明らかであり、NTT 再編成の趣旨に照らして問題があると考えます。

また、NTT東西は今回の活用業務申請を意図的にNGN接続ルールが確定する前に標準処理期間である 4 か月の期限が到来するタイミングで申請を行っており、総務省の認可判断をあえて困難にさせる脱法的な行為と言えます。活用業務ガイドラインにおいては、「総務大臣は、活用業務の認可の申請を受けた後、原則として次の期間内に認可の可否を決する」とありますが、今回のような脱法的な申請に関しては認可の判断を行うにあたり必要なルールが策定されていない以上、原則を逸脱しており、「原則として」の文言に基づいて、標準処理期間である 4 か月延長し、NGN接続ルールの策定後に審査をやり直すべきであると考えます。

2. 申請業務を審査する際に留意すべき点

(1) 「おそれがない」ことの法文上の意義

NTT 法第 2 条第 5 項は、「地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」場合に認可を認めることとしており、「おそれ」が僅かでもある場合には認可してはならないというのが、当然の文理解釈です。従って、総務大臣の認可は、「地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」と及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことが明確に立証された場合にのみ認められるべきです。特に、NTT 東西が県間業務を営む場合には、県間中継接続事業者との公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれについて重点的に検証する必要があります（詳細は、ソフトバンクテレコム の立場からの意見を参照願います）。

(2) 認可要件該当性の判断におけるNTT法の趣旨

次に活用業務の根拠となる NTT 法の趣旨は、公正競争確保のために当時の NTT を地域・長距離に構造的に分離するというものであり、「構造分離なくして公正競争なし」という思想を体現したものです。従って、NTT 法第 2 条第 5 項も、NTT 法の趣旨に反する活用業務を認めるものではなく、認可の要件該当性の判断にあたっては、申請された業務が、NTT 法の趣旨に反するおそれはないものであるかという点を十分に検証する必要があります。

(3) これまで認可された活用業務の累積的效果

さらに、以下の事情があることから、具体的な認可の審査にあたっては、個々の活用業務についての「地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のみを判断するのではなく、中長期的な観点から、これまで認可された NTT 東西のすべての活用事業全体が累積的に及ぼす影響も考慮すべきです。仮に、個々の活用業務が認可要件に該当していたとしても、これまで認可されたすべての活用業務の累積的效果として「おそれ」があると認定されることがあると考えます。

- ① 過去において安易に活用業務が認可された結果（NTT 東日本：8 件、NTT 西日本：9 件）、NTT 再編が形骸化しつつあることや、今回の活用業務申請につき、NTT 東西の活用業務の拡張に合理的な歯止めをかけることをせず、容易に認可することにより NTT 再編の形骸化・無意味化が決定的になることが明らかであること。
- ② NGN は既存のネットワークと一定期間併存し、NGN では既存ネットワークで提供されているサービスと同種のサービス（フレッツ、IP 電話等）が提供されるものであることから、これまで認可されたすべての活用業務の累積的な効果を考慮すべきこと。

なお、当該検証にあたっては、NTT 東西の活用業務全体が累積的に及ぼす影響についての詳細かつ具体的なシミュレーションを行うことが必須であると

考えます(後述のとおり、NTT が今回申請している活用業務の内容が不明であることや、公正競争の確保の有無を検討するにあたって不可欠の要素である接続ルールが不確定であることからすれば、当該具体的なシミュレーションは現段階では不可能であり、このような状況下においては、そもそも認可を行うことは不可能です)。NTT 東西の活用業務全体が累積的に及ぼす影響については、具体的には、当該シミュレーションを経た上、少なくとも以下の三点に着目して検討されるべきと考えます。

- ① 現在 NTT 東西が行っているすべての活用業務の総体による検討
- ② 活用業務と一体として提供されるサービス全体に基づく影響の検討
- ③ 中長期的視点でのユーザ影響の検討

3. 大臣の裁量範囲について

(1) NTT東西の本申請業務がNTT法の趣旨に反すること

上述のように、活用業務は、地域電気通信業務等以外の業務を NTT 東西が活用業務として行うことを例外的に認めるものですが、地域通信分野における独占の弊害を避けるために NTT 東西の事業を地域電気通信事業に限定した NTT 法の趣旨からすれば、その範囲については自ずと限界があり、NTT 法の趣旨に反する業務については、NTT 法第 2 条第 5 項の「活用業務」として認可することは許されないものと考えべきです。そして、本申請業務は、以下のとおり、NTT 法の趣旨に反するものであり、「活用業務」に該当し得ないものと考えます。

- 本件活用業務の詳細な内容は、NTT 東西の申請内容からは、必ずしも明らかではありませんが、公表された情報から判断するに、光ファイバを使用した通信インフラであり、申請業務が「NGN(Next Generation Network)」(次世代ネットワーク)と称されることから、申請業務は、将来的には、現在の電話回線を利用した通信インフラに代わり、我が国の通信インフラの基本となることが想定されているところです。
- 前述のとおり、本申請業務が一部を構成する NTT-NGN はアクセス回線として光ファイバを使用し提供されるものですが、NTT 東西は現在 FTTH 市場において 70%以上のシェアを有しており、光ファイバを利用した通信サービスにおける「ボトルネック設備」たる光ファイバ施設を有しております。なお、光ファイバ施設が「ボトルネック設備」に他ならないことは、①光ファイバが電気通信事業法の「第一種指定電気通信設備」とされていること、また、②NTT 東日本の提供する戸建て住宅向け FTTH サービスが独占禁止法上の私的独占に該当すると判断されたニューファミリータイプ審決(平成 19 年 1 月 15 日)において、「FTTH サービス事業に参入しようとする事業者にとって、被審人(NTT 東日本)の加入者光ファイバに接続することが極めて重要であったから、被審人の FTTH サービスの内容、ユーザ料金、接続料金のいかんは、新規事業者との間の競争の

在り方に大きな影響を及ぼすものである」とされていることから明らかです。

- さらに、そもそも、本申請業務に限らず、県間サービスは、NTT 再編の趣旨から考えれば NTT 東西以外が競争環境下で提供すべきものであり、NTT 東西が提供すべきものではなく、県間サービスを「活用業務」として認めること自体が NTT 法の趣旨に反するおそれがあります。

このような状況下において、仮に本申請業務が認可されてしまえば、NTT 東西は、NGN という、将来的には我が国の基本となり得る光ファイバを利用した通信インフラにおいて、ボトルネック設備を保有する地域通信部門と競争分野である長距離通信部門の双方の業務を行うことになり、そもそも、電話回線を利用した通信インフラにおいて、ボトルネック設備を保有する地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、公正な競争を確保するために、NTT 東・西の業務範囲を地域電気通信業務等に制限した NTT 法の趣旨に真っ向から反します。

なお、仮に万が一「活用業務」に該当するとしても、NTT 法第 2 条第 5 項の趣旨からすれば、少なくとも認可を検討する前提として、活用業務該当性について各論で詳述するとおり、詳細かつ慎重な検討が加えられなければならないところですが、適切な対応が行われていないと考えます。

(2) 認可要件該当性の判断について、前提事実を不明確・不確定なままとし、検討不可欠な要素を考慮しておらず、客観的な証拠による立証がなされていないこと

本申請業務は、NTT 法第 2 条第 5 項の要件を満すか否かの判断において、考慮することが不可欠と考えられる前提事実を不明確・不確定なままとし、NTT 東西の活用業務全体が及ぼす影響についての詳細かつ具体的なシミュレーションを行うこともしないまま、当該前提事実を何ら考慮せず、かつ、客観的な証拠による立証もなされていないことが以下のとおり明らかです。

(ア) 接続ルールが不確定であること

まず、活用業務が遂行された結果、公正な競争が阻害された場合には、当該活用業務は独占禁止法の規制の目的にも反することになります。従って、本申請業務についての NTT 法第 2 条第 5 項の「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の判断に際しては、独占禁止法の観点も加味して考える必要があります。

現在、NTT 東西は、光ファイバの接続条件においては、8 分岐単位での提供のみを認め、1 分岐単位での提供を拒絶しています。このような行為は、他事業者による FTTH サービスへの新規参入を阻害し、FTTH サービスを提供しようとする事業者の事業活動を排除する行為として単独

取引拒絶(独占禁止法第2条第9項第1号、一般指定第2項)に該当する可能性があり、さらにはこのような8分岐貸しによりFTTHサービス市場における競争を実質的に制限しているとして私的独占(独占禁止法第2条第5項)、独占的状态(独占禁止法第2条第7項)に該当する可能性があります。このため、NTT東西が、光ファイバを利用したサービスの一環となる本申請業務において、現行の接続条件と同様の接続条件が設けられるのであれば、本申請業務も独占禁止法に違反する可能性があります。

従って、NTT東西との具体的な接続条件がいかなるものであるかは、本申請業務が「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの判断に不可欠な前提条件としての考慮要素と考えられます。そうであるにもかかわらず、本認可方針案では、接続条件について、現在「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について検討が行われている情報通信審議会の答申に従うものとしており、接続条件は全く考慮の対象とされておりません。

(イ) 活用業務の詳細な内容が不明であること

次に、NTT東西の本申請業務は、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」となっていますが、申請においては具体的な業務内容が説明されておらず、それぞれどのようなサービスか不明です。

(ウ) 客観的な証拠による立証がなされていないこと

さらに、本認可方針案では、認可申請を行っているNTT東西自身が本申請業務を適切に運用する旨表明していることを認可要件の有無を判断する根拠としている場合や、「ファイアーウォール規制や接続ルール等の規律が厳格に適用されている限りにおいて」という留保をつけた上で認可要件該当性を認めている場合が各所に見られ(6頁、8頁、9頁など)、今回公表された本認可方針案は、客観的な証拠による立証もなされていないにもかかわらず、認可要件該当性が判断されています。

(エ) 活用業務の累積的効果が考慮されていないこと

これまで認可されたNTT東西のすべての活用業務全体が累積的に及ぼす影響も考慮すべきであるのにこれを考慮しておりません。本認可方針案では、これを考慮せずに認可要件に該当すると判断されています。

(3) 認可に付された条件が不合理であること

本認可方針案において、NTT 東西の本申請業務の認可は、公正な競争を確保するための条件を付した上でされることとされ、8 つの条件が付されています。しかしながら、これらの条件は以下のとおり、NTT 法第 2 条第 5 項が活用業務について事前審査が必要とした趣旨に反して著しく不合理であることが明らかです。

すなわち、認可条件 1 では、現在「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について検討が行われている情報通信審議会の答申に従うものとされていますが、答申の内容はいまだ決定していません。また、認可条件 2 から認可条件 7 については、いずれも NTT 東西の業務運用に委ねられるがままとされています。さらに、当該条件の成就について事後的な審査を行うことは条件となっておらず、当該条件が満たされない場合の措置についても本指針では全く触れられていません。

NTT 法第 2 条第 5 項の認可は活用業務の具体的な内容を事前に審査した上で下されなければならない、審査時に内容の定まっていない事項を条件として付すことや、申請者が適切に運用することの条件を付したりすることは、条件を付していないに等しく、NTT 法第 2 条第 5 項の認可制度を骨抜きにする、まさに結論ありきの審査のように見受けられます。

従って、本認可方針案のような条件付のもとで認可を認めることは、NTT 法が本来想定しているところとはいえ、活用業務を総務大臣の事前審査にかからしめた NTT 法第 2 条第 5 項の趣旨を没却する著しく不合理な認可であると考えます。

第2 活用業務ガイドラインの問題点について

そもそも、昨年 7 月の活用業務ガイドライン改正においてコメントしたように、活用業務ガイドラインは NTT 法第 2 条第 5 項の趣旨を具現化するためのガイドラインとして不十分な点があり、目安に過ぎないガイドラインを機械的・形式的に当てはめて審査し認可することに活用業務制度の重大な問題があります。当該ガイドラインは、このような問題がある上に、今回の活用業務の申請においては以下の点が不備であると考えられ、本件活用業務申請の審査は単に現在のガイドラインに照らして行うだけでは不適切です。

- ① 上述のように、本件活用業務の審査はこれまで認可されたすべての活用業務と合わせてその総体としての累積的な効果を考慮すべきです。NGN は既

存のネットワークと一定期間併存し、NGN では既存ネットワークで提供されているサービスと同種のサービス(フレッツ、IP 電話等)が提供されるものであることから、その累積的な効果を考慮すべきは当然です。

- ② これまでの活用業務の認可を見ると、総務省は公正競争を確保するための 7 つのパラメータを満たしていれば、どのような活用業務でも公正競争は確保されるという前提で認可してきたように見受けられますが、当該 7 つのパラメータは公正競争の確保に十分であるという立証がされているわけではないことから、活用業務ガイドラインにある 7 つのパラメータを満たしたとしても認可されない場合があることを明確にすべきです。また、そもそも本件活用業務については、未だ詳細なサービス内容が不明・接続ルールが不明なままであることから、活用業務審査の判断基準として 7 つのパラメータのみで十分か否かも判断できる状況にはありません。
- ③ 本件活用業務については、未だ詳細なサービス内容も接続ルールも不明ですが、総務省はこのように認可の前提事実を欠く場合であるにもかかわらず、機械的・形式的にガイドラインに当てはめて認可をしようとしています。このように認可の前提事実を欠くものについては、内容の審査に入ることなく不認可とすべきであり、活用業務ガイドラインにもこれを明記すべきです。

第3 本件活用業務申請にかかる意見募集プロセスについて

本申請業務については、平成 19 年 10 月 26 日から 11 月 26 日までの間に第一次意見募集が行われており、弊社からも意見を提出しております。

しかしながら、弊社を含め提出された意見書に対して個別の見解は示されておらず、これでは慎重な審査を行うために複数回意見招請を行う意味がないものと考えます。

意見募集は、総務省の判断結果に重大な利害関係を有する者が直接意見を述べる重要な機会であり、その中でも本申請業務は、NTT 東西以外の通信事業者の事業に特に重大な影響を与えるものであるため、これまで以上に多方面からの意見を取り入れる必要があります。

従って、第一次意見募集において寄せられた意見について、本認可方針案の作成においてどのように考慮したかを、個々の意見ごとに十分に説明を行うべきであり、今回の意見募集に係る各意見に対しても、明確に総務省の考え方を提示して頂きたいと考えます。

引き続き、以下に本認可方針案に関する弊社共の詳細意見を述べさせていただきます。

※ 各論においては NTT 東日本部分についてのみ意見箇所を示しておりますが、NTT 西日本についても同等の箇所となります。

頁※	該当部分	意見
3	<p>3(1)地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて</p> <p>地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれの有無について、ガイドラインに基づき、</p> <p>ア 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合</p> <p>イ 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合に該当するか否かについて検証を行った。</p> <p>NTT 東日本は、申請業務(A～C)を行うに当たり設備投資等に係る所要資金として、数十億円(県間通信部分)を見込んでおり、これを内部資金で賄うこととしているが、NTT 東日本の設備投資が年間で4,400億円(平成19年度事業計画)であることから、単年度の投資額で見て過大な投資には該当しないものと認められる。</p> <p>また、設備、職員等といった既存の経営資源の活用</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、NTT 東西の年間の設備投資額(NTT 東日本が 4,400 億円、NTT 西日本が 4,150 億円)に対する本申請業務を行うに当たっての所要資金(NTT 東西それぞれ数十億円)の規模感を根拠に、「単年度の投資額で見て過大な投資には該当しないものと認められる」とされていますが、直近の単年度投資額をもとに、投資の多寡を判断するだけでは不十分であり、NTT 東西より中長期的な事業計画に基づく数値を報告させ、審査を行うべきです。</p> <p>特に、NTT 自身、事業の軸足がPSTNからIP系に移ってきていることを公言している現況下において、本申請業務が仮に認可された場合、本申請の認可を契機としてトラフィックが将来的に増加することが予想されることから、今後の設備投資計画や、既存サービスから NTT-NGN への具体的なマイグレーション計画等の情報開示が無い限り、NTT 東西が地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが無いことを証明したことにはなりません。</p> <p>また、そもそも「数十億円」という曖昧な見積もりでは業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと判断する材料としては不適當であると考えます。</p> <p>さらに、設備、職員等といった既存の経営資源の活用について、NTT 東西が「トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する」、「社員の活用については地域電気通信業務等の遂行に影響が出ないように対処する」としていますが、この説明では単に「対処する」ことを述べているのみであり、何ら説明責任を果たしているとは言えません。仮に、実態上、NTT 東西が対処可能であるとしても、このようなNTT 東西の主張を総務省がそのまま受け入れ、「過度の転用は行われぬものと認められる」といった結論を導くことについては、検証のプロセスとし</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>についても、NTT 東日本の申請において「トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する」とし、「社員の活用については地域電気通信業務等の遂行に影響が出ないように対処する」としていることから、過度の転用は行われぬものと認められる。</p>	<p>て、不十分であると言わざるを得ません。</p> <p>以上のことから、NTT 東西は具体的におそれが存在しないことの根拠となる数値等データ、及び影響が出ないようにするための具体的な対処策を明確に示すべきであり、総務省においてはより中立的・客観的で必要十分な審査を行い、検証結果の根拠を明示すべきです。</p> <p>加えて、NTT 東西は今年度末より NGN の商用サービスを開始する予定としていますが、仮に予定どおりサービス開始が可能であるとすれば、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて結論付けられていないにも係らず、既に県間業務についても認可されることを前提に、各種準備を行っているものと想定されます。現に、認可を前提に県間区間の中継事業者の募集を行っている事実があり、また、仮に実態上、最終的な接続工事等がいかに簡便なものであろうとも、認可後1ヶ月間程度で、全ての対応を行うことは常識的に考えられません。</p> <p>このような認可されることを前提とした NTT 東西の各種対応については、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、活用業務が認められるとする NTT 法第2条第5項の規定を無視した行為であり、問題であると考えます。</p>
4	<p>3(2)1)①地域通信市場における競争の進展状況</p> <p>総務省では、変化の激しい通信市場の競争状況を評価・分析し、政策展開に反映するために、平成15年度より「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している。競争評価は、事業者から提出された客観的データを基に、競争評価アドバイザーボードやパブリックコメント等を通</p>	<p>【意見】</p> <p>競争の進展状況を検証する過程において、活用業務ガイドラインに従い、競争評価の結果を活用していますが、競争評価における市場画定を基にした評価では明確化が図られない「8分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する構造的な競争阻害性」といった視点も加えた上で、競争状況を分析することが不可欠です。</p> <p>なお、「8分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する構造的な競争阻害性」の詳細については、「『次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集』に対する弊社提案書（平成19年10月19日）」（以下、「NGN 接続ルール弊社提案書」という。）を参照願います。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>じて関係者の意見を取り入れつつ、定量的・定性的な競争状況の評価・分析を行うものであり、活用業務認可に係る手続の中で、地域電気通信市場における競争の進展状況を検証する場合には、可能な限り活用することが適当である。</p>	
5,6	<p>3(2)1)①(申請A)ア FTTH市場</p> <p>まず、FTTH市場における平成18年12月末でのNTT東日本のシェア(加入契約数による。以下同じ。)を見ると、北海道、東北、関東の各ブロックにおいて、それぞれ87.8%、93.1%、64.5%である。当該市場の部分市場と位置付けられる集合住宅向け市場について、北海道、東北及び関東におけるNTT東日本の市場シェアは、それぞれ75.3%、82.9%、53.5%である。また、部分市場としての戸建て住宅・ビジネス向け市場について、前述の3ブロック(北海道、東北及び関東)においてNTT東日本の市場シェアは、それぞれ95.9%、97.8%、76.2%である。集合住宅向け市場、戸建て住宅・ビジネス向け市場のいずれの市場においても、NTT東日本は圧倒的な市場シェアを獲得している。競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT東日本の光ファイバの開放に依存しているため、NTT東日本は光ファイバの利</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、NTT 東西に対し、「第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的として公正競争確保のためのセーフガード措置が講じられている」とありますが、今年度の競争セーフガード制度における検証過程における競争事業者からの意見や検証結果を見ても、「NTT 東西が接続の業務に関して入手した情報を自社の FTTH サービスへの勧誘等に利用している事例」や「家電量販店において NTT 東西が NTT コミュニケーションズの OCN を不当に優先的に取り扱っている事例」等の存在が指摘されているところであり、これらセーフガード措置が十分に機能しているとは言えません。</p> <p>そもそも「FTTH 市場において、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて」といった、仮定の条件において、「市場支配力の行使は少なくとも現時点において抑止可能な状態にあると評価できる」と結論付けることは不相当であり、前述のセーフガード措置の実効性の観点からも、「市場支配力が行使される可能性は否定できない」といった評価がなされることが適当です。</p> <p>また、「ブロードバンド市場内においては、ADSL 市場や CATV インターネット市場からの競争圧</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。また、ADSLサービス等からFTTHサービスへのマイグレーションにおいては、NTT東日本ユーザのロックイン効果が観察される。さらに、北海道、東北のようにNTT東日本が9割前後のシェアを有する地域も存在している。これらの要素等を総合的に勘案すると、NTT東日本は単独で市場支配力を行使し得る地位にある。</p> <p>しかし、NTT東日本には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的として公正競争確保のためのセーフガード措置が講じられている。また、ブロードバンド市場内においては、ADSL市場やCATVインターネット市場からの競争圧力もある程度存在している。このため、NTT東日本による単独での市場支配力の行使を抑止することは可能である。</p> <p>したがって、NTT東日本は、FTTH市場において、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点に</p>	<p>力もある程度存在している」とされていますが、「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成19年度第2四半期)」においても、NTT東西のFTTH市場のシェアの増加傾向が如実に示されているところであり、ADSLやCATV市場からの競争圧力は、NTT東西の市場支配力を抑止する要因となり得ていません。</p> <p>そもそもFTTH市場においては、前述の「8分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する構造的な競争阻害性」の存在により、競争事業者が当該サービス市場において事業を行うことが実質的に不可能な状況にあります。事実、このような前提となる競争環境を考慮せずに評価を行っているがために、「市場支配力の行使は少なくとも現時点において抑止可能な状態にある」との誤った結論が導かれています。</p> <p>従って、前述のとおり、競争状況を分析する上では、競争評価における市場画定をもとにした評価では明確化が図られない「8分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する構造的な競争阻害性」といった視点を十分に考慮することとし、FTTH市場においては、NTT東西は「現に市場支配力の行使を行っている」、また「市場支配力の行使をし得る」と評価することが妥当です。</p> <p>以上のことから、FTTH市場と密接な関連が認められる「申請A」については、NTT東西がそれぞれ「単独で市場支配力を行使し得る」ため、「公正な競争に支障をおよぼすおそれ」が存在すると言えます。従って、NTT東西による単独での市場支配力行使を抑止すべく、各収容局においてNTT東西を含む事業者間のOSU共用を実現し、1分岐回線単位での光アクセス回線の開放がなされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>おいては抑止可能な状態にあると評価できる。</p> <p>ただし、FTTHサービスへの加入については、ADSLサービスからの移行や、固定電話料金が相対的に割安となる0AB～J番号IP電話サービスとのセット提供など、固定電話サービスと密接に関連している。NTT東日本は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位である可能性もあり、固定電話市場からFTTH市場への市場支配力のレバレッジにより、FTTH市場において影響力を及ぼす可能性は否定できない。</p> <p>また、今後、0AB～J番号IP電話サービスやトリプルプレイ、FMCサービス等の普及により、固定電話や携帯電話など隣接市場との関連が強まり、複数のサービスがバンドル提供されることが予想され、そのような流れの中で、FTTH市場における新規顧客の獲得に当たり、隣接市場における市場支配力を梃子に利用する動きについても注視が必要である。</p>	
6	<p>3(2)1)①(申請A)イ WANサービス市場</p> <p>次に、WANサービス市場において NTT 東日本の全国におけるシェア(平成19年9月末)は21.9%(NTT 東西のシェアは36.7%)であり、調査を開始</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、「NTT 東西とNTT コミュニケーションズとの間には特定関係事業者制度により一定のファイアーウォール規制が適用されていることに加え、当該WANサービスのアクセス回線に使用される加入者系ダークファイバについてはアクセスチャージが設定されていることなどを勘案すると、NTT グループの事業者の協調による市場支配力の行使を抑止することは可能」と</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>した平成13年3月末と比べてシェアの伸張は著しいものの、WANサービス市場全体の規模が拡大しており、事業者間及びサービス間のシェア獲得競争が激化していることや、競争事業者も一定のシェアを確保していることなどを勘案すると、NTT 東日本は単独では市場支配力を行使し得ないと認められる。</p> <p>また、NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズといった NTT グループの事業者(シェアは69.1%)は、WANサービスの提供について協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、NTT 東西とNTT コミュニケーションズとの間には特定関係事業者制度により一定のファイアウォール規制が適用されていることに加え、当該WANサービスのアクセス回線に使用される加入者系ダークファイバについてはアクセスチャージが設定されていることなどを勘案すると、NTT グループの事業者の協調による市場支配力の行使を抑止することは可能である。</p> <p>したがって、NTT 東日本は、WANサービス市場において、NTT グループの事業者との協調により市場支配力を行使し得る地位にあるものの、ファイアウォール規制や接続ルール等の規律が厳格に適用され</p>	<p>されていますが、今年度の競争セーフガード制度における検証過程における競争事業者からの意見や検証結果を見ても、「家電量販店においてNTT 東西がNTT コミュニケーションズの OCN を不当に優先的に取り扱っている事例」、や「NTT 東西の法人営業の NTT コミュニケーションズへの集約等により NTT グループ内で顧客情報が共有されている事例」等の存在が指摘されているところであり、これらセーフガード措置が十分に機能しているとは言えません。</p> <p>そもそも前述のとおり、ファイアウォール規制や接続ルール等の規律が厳格に適用されている限りにおいて、といった仮定の条件のもとでの市場支配力行使は、抑止可能な状態にあるため問題ない、と結論付けることは不適當です(実際に、NTT コミュニケーションズが提供する広域イーサネットサービス「e-VLAN イーサアクセス(NTT 東日本・西日本タイプ)フラットプラン」のように、両社間のファイアウォール規制が厳格に働いていないことを疑わせる事例もあります。この商品は、アクセスチャージ設定がされていない NTT 東西のビジネスイーサ typeS(アクセス回線として利用)の部分も含んだ料金設定がなされているのにも係らず、同商品の一部の品目は NTT 東西のビジネスイーサ typeS の約款上の料金を下回っているなど、NTT 東西提供区間とNTT コミュニケーションズ提供区間の料金の切り分けがどのようになっているのか不透明です。詳細は別添 1 を参照願います)。従って、前述のセーフガード措置の実効性の観点からも、「市場支配力が行使される可能性は否定できない」といった評価がなされることが適當です。</p> <p>また、当該市場において平成 15 年 3 月末には 20.3% だった NTT 東西のシェアは、平成 19 年 3 月末には 36.7%まで拡大(総務省公表の「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(平成 19(2007)年度第 2 四半期(9 月末))」より)していることから、NTT 東西単独の市場支配力についても無視できず、NGN という次世代サービスの提供を契機に、不当な支配力行使によって、他事業者を市場から排除する懸念も十分存在しています。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>ている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。</p>	<p>以上のことから、本市場に関連性の深い「申請 A」については、NTT グループ若しくは NTT 東西それぞれが「市場支配力を行使し得る」ため、「公正な競争に支障をおよぼすおそれ」が存在すると言えます。従って、子会社や代理店を介在させた脱法的行為を抑止する実効的な措置等を含む、NTT グループまたは NTT 東西の市場支配力を十分に抑止可能な以下のような追加措置が課されない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)において、「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」の適用対象を、NTT 東西子会社、関連会社、及び代理店まで拡大するよう修正し、該当する行為が見られた場合には行政として講じる措置を明確化する。
7	<p>3(2)1)①(申請A)ウ コンテンツ配信向けサービス市場</p> <p>平成18年度競争評価のアンケート調査によれば、映像配信・放送サービスについて、ブロードバンドサービス利用者のうち58.4%は「常時利用している」又は「利用したことがある」と答えているものの、そのうち映像配信・放送サービスを「常時利用している」と答えた利用者は10.1%にとどまっております。映像配信・放送サービス市場は未だ発展途上の段階にあると言える。このため、当該映像配信・放送サービスのための伝送プラットフォームを提供するコンテンツ配信向けサービスについても、現時点で競争状況を評価す</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、映像配信・放送サービスのための伝送プラットフォームを提供するコンテンツ配信向けサービス、帯域保証型のコンテンツ配信向けサービスについて、「現時点で競争状況を評価するのは尚早」とされていますが、競争状況にかかる判断を留保している以上、「電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が無いとは言えず、「申請 A」④コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域保証型サービス並びに⑤地上デジタル放送IP再送信向けサービスについては、認可すべきではありません。</p> <p>また、同じく本認可方針案で、「映像配信・放送サービス市場は未だ発展途上の段階にある」とされ、「同様のサービスを提供している他事業者が存在しない」とされている実情からも、現時点において、公正競争確保のための各種ルール整備を行うことが急務であり、対応として「注視」とどまった場合、NTT グループが独占的な地位を確立することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、本市場に関連性の深い「申請 A」④コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域保証型サービス及び⑤地上デジタル放送IP再送信向けサービスについては、NTT 東西が</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>るのは尚早であると認められる。</p> <p>また、帯域保証型のコンテンツ配信向けサービスについても、同様の理由により、現時点で競争状況を評価するのは尚早であると認められる。地上デジタル放送IP再送信向けサービスについては、同様のサービスを提供している他事業者が存在しないことから、地域通信市場として市場が未だ形成されていない。</p> <p>これらの市場については、特段の反証がない限り、地域電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当であり、今後、他事業者によるコンテンツ配信向けサービスへの参入やサービス展開に際し、公正競争が阻害されないよう注視が必要である。</p>	<p>「市場支配力を行使し得る」ため、「公正な競争に支障をおよぼすおそれ」が存在すると言えます。</p> <p>従って、最低限、NTT 東西の市場支配力を十分に抑止可能な以下のような追加措置が課されない限り、本件は認可されるべきではないと考えます(詳細は、「3(2)2)⑥ 関連事業者の公平な取扱い」に対する弊社意見を参照願います)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件として、以下を追加すること。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西は、「他事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者と NTT 東西との NNI 接続を經由し、NTT 東西のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、および「NTT 東西に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者と NTT 東西との NNI 接続を經由し、他事業者のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とすること。 - NTT 東西は、NNI/SNI の各接続点において、ユニキャスト配信トラフィックを優先制御するための方法として、NTT 東西の SIP を使用する方法に加え、NTT 東西の SIP を使用しない方法も準備し、他事業者との接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。 - NTT 東西は、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ 2 箇所ずつ相互接続点を開設すること。 - NTT 東西は、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設けること。 - NTT 東西は、上記相互接続点を設けた後、区域別(県間・県内)に小売料金を設定した上で、NTT 東西の県間中継網に選定された事業者以外の県間中継事業者に対しても NTT-NGN 利用者が利用者ごとに指定選択可能となるような措置を講ずること。 - NTT 東西は、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料

頁※	該当部分	意見
		<p>金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料については厳密なスタックテストを実施すること。</p>
7,8	<p>3(2)1)①(申請B)ア FTTH市場</p> <p>上記申請A(ア)において検証したとおり、NTT 東日本は、FTTH市場において、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。</p>	<p>【意見】</p> <p>「3(2)1)①(申請A)ア FTTH市場」の評価案への弊社意見としても述べたとおり、FTTH 市場においては、NTT 東西がそれぞれ「単独で市場支配力を行使し得る」ため、「公正な競争に支障をおよぼすおそれ」が存在すると言えます。従って、NTT 東西による単独での市場支配力行使を抑止すべく、各収容局において NTT 東西を含む事業者間の OSU 共用を実現し、1 分岐回線単位での光アクセス回線の開放がなされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <p>詳細は、「3(2)1)①(申請A)ア FTTH市場」の評価案に対する弊社意見を参照願います。</p>
8	<p>3(2)1)①(申請B)イ 固定電話市場</p> <p>NTT 東日本の業務区域における市場シェアは漸減傾向にはあるものの、依然として92.0%(平成18年3月末)と高いシェアを維持している。このように、NTT 東日本の市場シェアが極めて高く、かつ競争事業者による当該サービスの提供がNTT 東日本の保有する不可欠設備の利用によって成り立っていること等を勘案すると、NTT 東日本は市場支配力を単独で行使し得る地位にある。</p> <p>しかし、NTT 東日本には、第一種指定電気通信設備</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、NTT 東西には、「第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的として公正競争確保のためのセーフガード措置が講じられている」とありますが、今年度の競争セーフガード制度における検証過程における競争事業者からの意見や検証結果を見ても、「NTT 東西が接続の業務に関して入手した情報を自社の FTTH サービスへの勧誘等に利用している事例」や「家電量販店において NTT 東西が NTT コミュニケーションズの OCN を不当に優先的に取り扱っている事例」等の存在が指摘されているところであり、これらセーフガード措置が十分に機能しているとは言えません。</p> <p>そもそも「NTT 東日本は、固定電話市場において、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的として公正競争確保のための一定のセーフガード措置が講じられている。また、近年では、直収電話サービスやOAB～J番号IP電話サービスの普及を背景に、シェアは小さいながらも競争事業者が価格面・サービス面で競争を展開していることから、NTT東日本が単独で市場支配力を行使する可能性は高い。</p> <p>したがって、NTT東日本は、固定電話市場において、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。</p> <p>ただし、固定電話と密接な関係にあるFTTH市場ではNTT東日本のシェアが急増傾向にあり、OAB～J番号IP電話市場におけるNTT東日本のシェアも同様に急増している(平成19年9月末で41.3%、NTT東西のシェアは75.3%)。このため、固定電話市場における市場支配力のレバレッジの有無について、引き続き注意深く監視することが必要である。</p>	<p>用されている限りにおいて」といった、仮定の条件において、「市場支配力の行使は少なくとも現時点において抑止可能な状態にあると評価できる」と結論付けることは不相当であり、前述のセーフガード措置の実効性の観点からも、「市場支配力が行使される可能性は否定できない」といった評価がなされることが適当です。</p> <p>また、「近年では、直収電話サービスやOAB～J番号IP電話サービスの普及を背景に、シェアは小さいながらも競争事業者が価格面・サービス面で競争を展開している」とありますが、競争事業者の「シェアは小さい」ことはNTT東西の市場支配力が行使されている可能性を示す証左であると考えます。従って、「NTT東日本が単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、市場支配力を行使する可能性は高くない」との評価は誤りであり、行使の可能性があるとして正当に評価することが妥当です。なお、仮に「可能性が高くない」という評価であっても、可能性がある以上、「おそれがある」と同義であり、認可すべきではありません。</p> <p>以上のことから、「申請B」については、NTT東西がそれぞれ「単独で市場支配力を行使し得る」ため、「公正な競争に支障をおよぼすおそれ」が存在すると言えます。従って、最低限、NTT東西による単独での市場支配力や、固定電話市場における市場支配力のレバレッジを十分に抑止可能な以下のような追加的措置が課されない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「共同ガイドライン」において、「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」として、「接続に係る業務に関連して入手した情報を用い、NTT東西(その支店や代理店を含む)から他社の利用者に対し、他社サービスからNTT東西のサービスへの切り替えを勧誘すること」を追加し、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する。

頁※	該当部分	意見
9	<p>3(2)1)①(申請 C)ア 広域イーサネット市場</p> <p>NTT 東日本の全国におけるシェアは、平成13年3月末以降減少傾向が続いていたが、04年3月末以降は横ばいとなり、平成18年9月末には14.5%(NTT 東西のシェアは27.5%)となっている。また、NTT グループ全体のシェアも平成13年3月末の89.0%から平成18年12月末の48.0%と引き続き減少傾向にある。一方、KDDIは、平成17年10月に旧パワードコムと合併した効果もあり、シェアが大きく伸張し、平成18年12月末には23.6%となっている。</p> <p>このように、広域イーサネット市場における競争は進展していると認められる。ただし、第一次意見募集において、NTT 東日本の県間イーサネットサービスを望む意見が複数寄せられている一方、NTT 東日本の県間イーサネットサービスの提供により NTT 東日本のシェアが著しく伸張することを懸念する意見も複数寄せられていることを考慮すると、今後の他の電気通信事業者によるイーサネットサービスの提供に際して、公正な競争が阻害されないための措置がとられることが必要である。</p>	<p>【意見】</p> <p>本認可方針案において、「広域イーサネット市場における競争は進展していると認められる」とありますが、このような広域イーサネット市場においても、サービスを提供するにあたり、接続事業者はアクセス回線の相当数を NTT 東西に依存せざるを得ない状況にあり、現状 NTT 東西が県間業務を行うことが認められていないからこそ、当該市場において有効な競争が進展しているものと考えます。</p> <p>競争セーフガード制度における検証過程における競争事業者からの意見や検証結果から NTT 東西における営業面でのファイアーウォール遵守には疑念を抱かざるを得ない現状である以上、仮に、アクセス網を有している NTT 東西が同市場に参入した場合、同社のシェアが著しく伸長することは目に見えており、「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」とは言えないと考えます。従って、本件活用業務の認可判断にあたっては、NTT 東西が一体的に全国規模での LAN 型通信網サービスを展開することとなった場合の公正競争に与える影響を詳細に検証し、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを証明することが必要です。公正競争確保のためには、少なくとも、NGN 全体を指定電気通信設備とした上で、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ2箇所ずつ相互接続点を開設するとともに、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設け、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料についてのスタックテストの厳密な実施が確保されない限り認可されるべきではありません。</p> <p>そもそも、総論でも述べたとおり、NTT 再編の趣旨に立ち戻ると、県間通信業務は、業務範囲に制限を設けられている NTT 東西ではなく、NTT コミュニケーションズ等それ以外の事業者が提供すべきものであり、活用業務制度は、NTT 東西の業務範囲をあくまで例外的に拡大することを可</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>能とする制度です。このため、活用業務については申請・認可を最小限にとどめるべきものであり、現状、競争が進展していることを引き合いにして、NTT 東西に県間業務を認めても公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと評価することや NTT 東西が県間業務を行うことを認可することは NTT 法の趣旨に反するおそれがあります。活用業務があくまで例外的なものであることを踏まえると、過大に活用業務制度が運用されることがないよう、厳格に内容を検証・審査することが必要であると考えます。</p> <p>以上のことから、「申請 C」については認可すべきではありません。</p> <p>万が一「活用業務」に該当するとしても、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス網を有している NTT 東西が事業者間取引市場にて、競争事業者に不利益を及ぼす等の競争阻害行為等を抑止すべく、NGN 全体を指定電気通信設備とした上で、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ 2 箇所ずつ相互接続点を開設するとともに、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設け、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料については厳密なスタックテストを実施すること。
9	<p>3(2)1)①(申請 C)イ WANサービス市場</p> <p>上記申請A(イ)で検証したように、NTT 東日本は、WANサービス市場において、NTT グループの事業者との協調により市場支配力を行使し得る地位にあるものの、ファイアーウォール規制や接続ルール等の規</p>	<p>【意見】</p> <p>「3(2)1)①(申請A)イ WANサービス市場」の評価案に対する意見同様、WAN サービス市場においては、NTT グループ若しくは NTT 東西それぞれが「市場支配力を行使し得る」とし、「申請 C」についても認可すべきではありません。</p> <p>万が一「活用業務」に該当するとしても、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社や代理店を介在させた脱法的行為を抑止する実効的な措置等(「共同ガイドライン」における「独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為」の適用対象を NTT 東西子会社、関連会社、及び代理店まで拡大するよう修正し、該当する行為が見られた場合に行政として講じる措置を明確化する等)を含む、NTT グループ又は NTT 東西の市場支配力を十分に抑止可能な追加措置を課すこと。 ・ アクセス網を有している NTT 東西が事業者間取引市場にて、競争事業者に不利益を及ぼす等の競争阻害行為等を抑止すべく、NGN 全体を指定電気通信設備とした上で、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ 2 箇所ずつ相互接続点を開設するとともに、各県に NGN の全サービス(申請 A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための相互接続点を設け、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料については厳密なスタックテストを実施すること。 <p>詳細は、「申請 A」における「イ WAN サービス市場」の評価案に対する弊社意見を参照願います。</p>
10	<p>3(2)1)③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無</p> <p>NTT 東日本は、申請業務により提供するサービスの利用に必要となるアクセス回線に関する市場における市場支配力を行使し得る地位にある。同社は、申請業務の開始時において、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で NTT 西日本と相互接続するこ</p>	<p>【意見】</p> <p>ガイドラインにおいては、「東・西 NTT が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること」とあるのに対し、NTT 東西の認可申請書においては、「当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考え」と記述されています。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>とを予定していることから、両者の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。</p> <p>すなわち、それぞれの業務区域内において市場支配力を有する NTT 東日本と NTT 西日本とがネットワークを相互に連携させることにより、他の電気通信事業者が既に構築し又は新たに構築するネットワークを NTT 東日本又は NTT 西日本のネットワークと相互接続する場合の技術的条件は、NTT 東日本と NTT 西日本との間における取決めに大きく依存することとなる。</p> <p>これ自体が直ちに公正競争上の問題を惹起するものではないものの、当該取決めに NTT 東西を競争上著しく優位な立場に置くものとなっている場合や、他の電気通信事業者が相互接続について過大なコスト負担を強いられるようなものとなる場合は、NTT 東日本と NTT 西日本とを別個の会社とした NTT 再編成の趣旨を没却することにとどまらず、実態として競争制限的效果を有するものと認められる。</p> <p>したがって、申請業務については、このような水平的な市場支配力の結合が競争制限的效果を有するものとならないよう所要の措置が講じられることが必要である。</p>	<p>しかしながら、例えば全国に拠点を有する顧客(法人等)を相手にした営業の場合、NTT 東日本の営業が、自社エリア外でのサービス提供を行う事業者を顧客に自由に選択させるといった状況は考えにくく、むしろ NTT グループという資本関係の下では、NTT 西日本を推奨することが想定されます。</p> <p>すなわち、NTT 東西の申請内容にあるような「排他的な共同営業を行う考えはない」といった意思表示のみでは、「関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保」しているとは言えず不十分であり、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((6)関連事業者の公平な取扱い)を満たしていないものと考えられます。</p> <p>また、本認可方針案において、NTT 東西の相互接続について、「両者の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である」とされ、「相互接続する場合の技術的条件は、NTT 東日本と NTT 西日本との間における取決めに大きく依存する」との事例が挙げられているように、関連する FTTH 市場、固定通信市場等において圧倒的な市場支配力を有する NTT 東西が、接続協議等の場において有利な立場となり得ることは「直ちに公正競争上の問題を惹起し得る」状況にあると考えるのが妥当であり、その認識のもと、必要な措置等が判断されるべきです。</p> <p>さらに、NTT 東西間の市場支配力の結合のみを配慮した記載がなされていますが、FMC サービス等の普及による携帯電話市場の市場支配力との連携も想定されることから、NTT ドコモとの市場支配力の結合についても留意が必要であることを本認可方針案において明示すべきであり、公正競争上の問題が生じないよう、NTT 東西と NTT ドコモの競争阻害的な共同営業を厳格に禁じるべきと考えます。</p> <p>なお、ガイドラインに規定する公正競争確保のための 7 項目のパラメータ等に関し、必要な措置の詳細については、2)ステップ2「公正な競争を確保するために必要な措置」への意見箇所にて記述します。</p>

頁※	該当部分	意見
11-13	<p>3(2)2)① ネットワークのオープン化</p> <p>【審査結果】</p> <p>第一に、ネットワークのオープン化については、現在、情報通信審議会において、NTT 東西が活用業務を営むために構築する次世代ネットワーク及びLAN型通信網の設備又は機能に関し、第一種指定電気通信設備の指定範囲、アンバンドルすべき設備・機能、接続料の算定方法等を含め、次世代ネットワーク等に係る接続ルールの在り方について審議されている。</p> <p>このため、本パラメータに対応してNTT 東日本が講ずることとしている具体的措置はもとより、平成20年3月を目途に取りまとめられる本審議会の答申を踏まえて接続ルールが整備される場合、これに従ったオープン化措置を講ずることが求められる。</p> <p>また、上記答申を踏まえ、NTT 東日本において、活用業務認可の観点から講ずるべき追加的な措置が必要となる場合が考えられることから、ネットワークのオープン化を確保する観点から当該申請業務に係る認可条件を変更・追加することが必要となる可能性もある。この場合、NTT 東日本においては、変更・追加後</p>	<p>ネットワークのオープン化を確保するために、「次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従った～措置を遅滞なく講ずること」という条件(認可条件 1)が設けられていますが、情報通信審議会の答申がなされておらず、内容が未確定・不明確な状況で、それを認可条件に含めることは不適切です。接続ルールが整備されない限り、NTT 東西がネットワークのオープン化について適切な措置をとることは不可能であり、活用業務ガイドラインの要件を満たさないことから、当然のことながら本件の認可も行うべきではありません。このようにサービス内容及び公正競争を確保するために講ずべき措置が判断できない状態で、総務省が「公正な競争の確保に支障を及ぼす可能性がない」と判断するのであれば、それは「想定に想定を重ねた判断」であり、「可能性がない」ことの立証にならないのは明らかです。仮に、総務省が本件申請を認可した場合、行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いと考えます。</p> <p>なお、公正な競争の確保のために、光アクセス回線を使用する NTT-NGN に係るネットワークのオープン化措置をとる場合には、弊社がNGNに係る接続ルールの整備において主張しているとおり、各収容局において、OSU 共用による1分岐回線単位での光アクセス回線の開放を実現することが不可欠です。少なくとも、この1分岐回線単位での開放が確保されない限り、競争事業者との同等性は確保できないため、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <p>また、次世代ネットワークに係る技術的要件については、本認可方針案において、「他事業者がNTT 東日本と同様の業務を営むことを容易とする観点から、次世代ネットワークに係る技術的要件については可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めることが求められる」とされていますが、NTT-NGN におけるイーサネットのNNI仕様においては、ノード冗長可能な「ERP」という標準化されていない仕様が追加されています(商用の技術参考資料において公開さ</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>の当該認可条件に従った所要の措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について総務大臣へ速やかに報告を行うこととすることが必要である。</p> <p>また、他事業者が NTT 東日本と同様の業務を営むことを容易とする観点から、次世代ネットワークに係る技術的要件については可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めることが求められる。</p> <p>さらに、次世代ネットワークでは、NTT 東日本がIPv6 アドレスを利用者に提供することとなっているものの、当該IPv6アドレスは次世代ネットワークの閉域網内のサービスを利用するためのものであり、インターネット接続に利用可能なものとなっていない。また、ISP 事業者がインターネット接続サービスのためにIPv6 アドレスを利用者に対し提供することについては、NTT 東日本の付与するIPv6アドレスとの競合の問題（IPマルチプレフィックス）があることから、現時点では制約の伴う仕組みとなっているところである。</p> <p>しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、次世代ネットワークでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT 東日本においても、ISP事業者がインターネット接続サービスのために利用</p>	<p>れたもので、フィールドトライアルの仕様では存在していません。「ERP」はNTT 東西が開発したプロトコルと考えますが、仮に、NTT 東西間の接続は、このノード冗長可能な「ERPによる接続、一方で他社との接続は現実的にはノード冗長のない標準化されている仕組み（LAG）での接続がほとんどとなった場合、このような差異が NTT 東西と接続事業者間の同等性に影響を与えないように措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>次に、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題については、本認可方針案において、「ISP 事業者等との積極的な協議を行うことにより、IPv6 への円滑な移行を図ることが求められる」とされているところです。本案では同措置の根拠として、「不当な差別的取扱い」が発生することを予測していますが、事業者間においては当然多くの利害が対立しており、積極的な協議だけでは解決できないことも想定されます。よって、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題については、差別的取扱いを回避するためのルール化を認可条件とすべきであると考えます。</p> <p>具体的には、NTT 東西の ISP 事業進出を絶対に認めないことを前提として、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保する必要があると考えます。そもそも、IP マルチプレフィックスの問題は ISP 事業も可能である NTT コミュニケーションズが NGN を提供していれば発生しない問題であり、「NTT 東西の活用業務」というイレギュラーな形で NGN 提供を行う以上、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題解決に有意義といった理由等、いかなる理由であっても、NTT 東西の ISP 事業への進出（活用業務としての認可も含む）は絶対に認められるべきものではないと考えます。</p> <p>さらに、0AB～J 番号 IP 電話に係る同番移行については、NTT 東日本及び NTT 西日本のIP電話サービスと、他事業者の 0AB～J 番号 IP 電話サービスについては当分の間は PSTN 網経由で</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消に早急に取り組むことが必要である。</p> <p>また、次世代ネットワークにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT 東日本においては、ISP事業者等の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うことが必要である。</p> <p>このような観点から、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うことにより、IPv6への円滑な移行を図ることが求められる。【☞認可条件1】</p> <p>第二に、申請業務において、NTT 東日本が自ら敷設・所有する県間伝送路設備については、ボトルネック設備と一体的に構築されるものであり、独占的分野の市場支配力が競争的分野において濫用されることを防止する観点から、他事業者に対し、当該県間伝送路設備のオープン化を図る必要がある。このため、当該県間伝送路設備に関し、他事業者からの要望を踏</p>	<p>接続されるものと考えられることから、コスト面及び実現時間等を考慮して、まずは現在 PSTN 網に具備されている番号ポータビリティ機能を活用した NTT 東日本及び NTT 西日本の IP 電話サービスから他事業者の 0AB～J 番号 IP 電話サービスへの番号ポータビリティから実現する等の検討も必要であると考えます。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>まえてその利用に係る料金その他の利用条件を作成し、公表することが必要である。【☞認可条件2】</p> <p>また、NTT 東日本が県間伝送路を他事業者等から調達する場合については、NTT 東日本は「中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである」としているが、当該調達先の選定手続に関して、公平性・透明性を確保するための措置が着実に講じられるよう担保することが必要である。【☞認可条件2】</p> <p>第三に、NTT 東日本は、NTT 西日本と相互接続する場合において、NTT 西日本との間の中継伝送区間に係る接続事業者を選定するとしていることから、当該選定に関し、公平性・透明性を確保するための措置が着実に講じられるよう担保することが必要である。【☞認可条件3】</p> <p>第四に、IP電話サービスに係る申請業務の実施に関して、NTT 東日本は、OAB～J番号を利用することとしており、NTT 東日本の加入電話（ISDNを含む。以下同じ。）利用者がIP電話に移行する際には、加入者交換機が有する番号ポータビリティのシステムを活用せずとも同番移行を実現し得る立場にあることにかんがみ、他事業者との同等性を図ることが必要である。</p>	

頁※	該当部分	意見
	<p>また、現状では、IP電話間の番号ポータビリティの仕組みはないが、申請業務の本格実施により、PSTNからIP網への移行が更に進展し、0AB～J番号IP電話市場における NTT 東日本のシェア(平成19年9月末で41.3%、NTT 東西のシェアは75.3%)が更に高まる可能性があり、上記の番号ポータビリティ制度の仕組みが実現しない場合、NTT 東日本の固定電話市場に占める独占的な地位が、その後継サービスとして想定されるIP電話サービスに承継され、市場支配力の濫用による公正競争の阻害が懸念される。</p> <p>また、IP電話サービスの利用者にとって、IP電話間の番号ポータビリティの仕組みによる同番移行が可能となれば、多様な事業者が提供するIP電話サービスを選択することが可能となり、競争促進による利用者利便の向上が実現することも期待される。</p> <p>このため、NTT 東日本においては、IP電話の提供に際し、自社の加入電話から0AB～J番号IP電話サービスへの電気通信番号の同番移行を行う場合、0AB～J番号IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用するとともに、自社のIP電話サービスと他事業者の0AB～J番号IP電話サ</p>	

頁※	該当部分	意見
	<p>ービスとの間で相互に同番移行が可能となるようなIP電話間の番号ポータビリティの仕組みの実現性について検討を行うことが必要である。【☞認可条件7】</p>	
13,14	<p>3(2)2)② ネットワーク情報の開示</p> <p>【審査結果】</p> <p>第一に、ネットワーク情報の開示について、NTT 東日本は申請業務に係る活用業務認可申請に合わせて、申請業務に係る事業者間接続に必要な技術的インターフェース条件等を同社ホームページ上において開示し、他の電気通信事業者等向けに説明会を開催する等の取組を行っているところである。</p> <p>また、今後とも国際的な標準化動向等を踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示することとしている。</p> <p>さらに、現在想定できないような新たな接続要望が明らかになった場合等には、他事業者の要望を踏まえて、迅速かつ合理的な価格でネットワーク情報の提供を行うこととしている。</p> <p>この点、パラメータ1に係る審査結果のとおり、現在、次世代ネットワーク等に係る接続ルールの在り方については情報通信審議会において審議されている状</p>	<p>ネットワーク情報の開示に関し、ガイドライン別紙1の2においては、「技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格(又は無償)で提供」とありますが、NTT 東西の申請内容においては、開示の際の価格が明確になっておらず、仮に、NTT 東西が高額な価格設定を行った場合には、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと考えます。従って、少なくとも、NTT 東西より、当該情報の無償提供が行われることが明確になる、または合理的な価格で開示する予定であれば、価格とその価格が合理的であることの根拠が示されるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>況にあることから、本パラメータに対応して NTT 東日本が講ずることとしている具体的措置はもとより、申請業務の認可に際し、NTT 東日本において、接続ルールが整備される場合、これに従って技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示を図るための措置を遅滞なく講ずることが求められる。【☞認可条件1】</p> <p>第二に、パラメータ1に係る審査結果のとおり、上記答申を踏まえ、NTT 東日本において、活用業務認可の観点から講ずるべき追加的な措置が必要となる場合が考えられることから、ネットワーク情報の開示の観点から当該申請業務に係る認可条件を変更・追加することが必要となる可能性もある。この場合、NTT 東日本においては、変更・追加後の当該認可条件に従った所要の措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について総務大臣へ速やかに報告を行うこととすることが必要である。【☞認可条件1】</p>	
14,15	<p>3(2)2)③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保</p> <p>【審査結果】</p> <p>第一に、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確</p>	<p>必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保に関し、ガイドライン別紙1の3においては、「東・西NTTは、東・西NTTの活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、東・西NTTが活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること」とあるのに対し、NTT東西の申請内容においては、「中継光ファイバや局舎コロケ</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>保について、NTT 東日本は、他事業者が当該申請業務と同様の業務を行うに当たり、必要であると認められる中継光ファイバの未利用芯線数、コロケーションスペース等の情報については、既に接続約款等により必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されているとしている。</p> <p>また、他事業者からの接続要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めるとしている。</p> <p>この点、NTT 東日本が保有する情報であって既に開示等を行っているもののほか、他事業者が申請業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報は、現時点において具体的なものはないと認められる。</p> <p>しかしながら、パラメータ1に係る審査結果のとおり、現在、次世代ネットワーク等に係る接続ルールの在り方については情報通信審議会において審議されている状況にある。</p> <p>このため、本パラメータに対応してNTT 東日本が講ずることとしている具体的措置はもとより、NTT 東日本が保有する情報であって更なる開示等が適当となる</p>	<p>ーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されている」とあります。しかしながら実際は、中継光ファイバを用いた接続事業者網の構築は NTT 東西と同等とはいえない状況にあります。例えば中継光ファイバにおいて、セキュリティの見地から経由する局舎等の物理的経路情報が NTT 東西より開示されていないため、競争事業者は NTT 東西と同様に経路ダイバーシティや冗長性を確保したネットワーク構築を確実に実施することができません。このように、現時点では NTT 東西と競争事業者の間でネットワーク構築に係る同等性は確保されておらず、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((3)必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保)を満たしていないものと考えます。なお、弊社が平成 19 年 8 月 31 日に公表された NTT 東西接続約款の変更案に対する意見募集(電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更)に対して、上記の理由により中継光ファイバの経路情報公開を要望したところ、平成 19 年 10 月 26 日付の総務省の考え方において、「中継ダークファイバの経路が接続事業者の要望に合致しない場合は、まずは事業者間で協議することが適当であるが、NTT 東西においては、接続事業者がネットワークの信頼性を向上できる経路構成がとれるよう、その対応に可能な限り努めることが適当である」と示されましたが、現時点では経路情報の公開には至っておりません。</p> <p>また、広域イーサネットサービスの提供等において、アクセス回線として NTT 東西のダークファイバを利用する際には、ダークファイバの提供可否を確認すべく、住所情報を基に顧客がどの GC 局に所属するかを NTT 東西提供の公開情報を利用して検索しますが、一部のエリアにおいて、検索結果として複数 GC 局が表示されたり、公開情報が最新情報に更新されていない場合などに正しい GC 局が表示されないことがあります。そのため、検索結果を基にダークファイバの申込を行っても提供 NG の回答を受けるといったことがしばしば生じており、NTT 東西と接続事業者間で、</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>必要不可欠な情報が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、申請業務の認可に当たっては、NTT 東日本において、情報通信審議会答申を踏まえて接続ルールが整備される場合、これに従って必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく行うことが必要である。【☞認可条件1】</p> <p>第二に、パラメータ1に係る審査結果のとおり、上記答申を踏まえ、NTT 東日本において、活用業務認可の観点から講ずるべき追加的な措置が必要となる場合が考えられることから、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性を確保する観点から当該申請業務に係る認可条件を変更・追加することが必要となる可能性もある。この場合、NTT 東日本においては、変更・追加後の当該認可条件に従って所要の措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について総務大臣へ速やかに報告を行うこととすることが必要である。【☞認可条件1】</p>	<p>GC 局に係る情報が同等に利用可能であるとはいえない状況です。</p> <p>その他、情報を提供するシステムについて構築や改修を行う際、現状においては接続事業者の要望が容易には聞き入れられないという状況にあります。NTT 東西の利用部門と同等性を確保するためには、NTT 東西に都合の良いシステムという観点だけではなく、例えばシステム仕様決定過程における意見聴取やβ版の作成等、事業者の意見も大いに取り入れるための措置が必須であると考えます。</p> <p>従って、少なくともこのような NTT 東西と競争事業者間の非同等性が全て解消されるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>
15,16	<p>3(2)2)④ 営業面でのファイアーウォール</p> <p>【審査結果】</p> <p>申請業務の実施に当たり、NTT 東日本は営業面のファイアーウォールとして既往の措置を列挙している</p>	<p>【意見】</p> <p>営業面でのファイアーウォール確保のための措置として、「他事業者が利用できないものを用いた営業活動」を禁止する条件(認可条件4)が設けられていますが、NTT 東西と競争事業者間の同等性確保のためには、NTT 東西が利用できる情報を「他事業者が NTT 東西と同等のコスト・手段で利用できるもの」に限定することが必要です。</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>が、平成18年3月末時点の NTT 東日本の業務区域における固定電話市場に占める同社のシェアは92.0%となっており、他事業者が利用できない加入者情報を用いた営業活動を行い得る立場にあると認められるため、公正競争確保の観点から、加入電話の契約に関して得た情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこととするのが適当である。【☞認可条件4】</p> <p>なお、第一次意見募集において、申請業務の実施に伴い、営業面でのファイアーウォールの実効性について外部から検証することが必要である等、同ファイアーウォールの運用上の問題に関する意見が提出されている。</p> <p>この点、NTT 東日本が講ずることとしている具体的措置及び上記の営業面でのファイアーウォールが十分確保されない、あるいは市場環境の変化等により新たなファイアーウォール確保のための措置が求められる可能性もあることから、下記4(2)のとおり、競争セーフガード制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。</p>	<p>加えて、仮にNTT 東西が活用業務を用いて県間サービスを提供する場合、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを確保するためには、その契約締結時に地域電気通信業務に係る顧客情報を利用することや、地域電気通信業務と活用業務のバンドル提供を行うことは認められず、地域電気通信業務と活用業務の提供は個別に行うべきであり、県内サービスの契約と県間サービス(活用業務)の契約を個別に行うことが必要と考えます。具体的には、IP 電話サービスにおいて県間通話を利用するためには個別の契約を締結する等といった対応が必要であり、県間部分を含む業務について、本来県内に限った業務であるべき NTT-NGN に係る契約と一体とすることは、そもそも競争事業者との間での同等性が確保できないため、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が存在することとなります。</p> <p>また、認可方針案において、「NTT東日本(NTT西日本)が講ずることとしている具体的措置及び上記の営業面でのファイアーウォールが十分確保されない、あるいは市場環境の変化等により新たなファイアーウォール確保のための措置が求められる可能性もある」とあり、そもそも「おそれのない」ことが否定されており、本件は認可されるべきではありません。</p> <p>仮に、競争セーフガード制度の運用を通じて「おそれのない」ことを確保しようとも、同制度の検証結果案において、「NTT 東西において、当該情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を図っているとしているが、NTT 東西に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求める」とされているとおり、現時点において NTT 東西及び当該子会社における営業面でのファイアーウォール措置が不十分であることは明らかであり、上記問題を解消するための追加的な措置がない限り認可されるべきではありません。</p> <p>NTT グループに係る公正競争要件を検証するための制度として、競争セーフガード制度の運用が開始されましたが、営業面でのファイアーウォール等は、それ自体が外部から可視的でなく、し</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>かもその実行は実行しないことにインセンティブを有する本人に委ねられているという構造的な問題を抱えている以上、NTTグループに対する累次の公正競争要件や行為規制以上の措置が必要です。すなわち、競争セーフガード制度に対応を委ねることは、公正競争確保の措置として不十分であり、少なくとも同制度において、禁止行為規制に係る検証の精緻化、NTTグループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化等を行い、同制度をより実効的な制度としていくことが必要と考えます（詳細は、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）（案）」に関する意見募集に対する弊社意見書（平成20年1月17日）（以下、「競争セーフガード弊社意見書」という。）を参照願います）。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件4を以下のとおり修正すること。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT東日本（NTT西日本）は、本申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が<u>NTT東日本（NTT西日本）と同等のコスト・手段にて利用できないものを用いた営業活動を行わないこと</u>。あわせて、本申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を利用した営業活動を行わないよう管理すること。 ・ 認可条件10として、以下を追加すること。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT東日本（NTT西日本）は、県間IP電話サービス（活用業務）をユーザに提供する際には、ユーザに対して同サービスがIP電話サービスと別個のサービスであることを示した上で、これらについて個別の契約締結を事前に行うこと。 ・ 競争セーフガード制度において、下記のように禁止行為規制に係る検証の精緻化、NTTグループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化等を行い、同制度をより実効的な制度

頁※	該当部分	意見
		<p>としていくこと(詳細は、平成 20 年 1 月 17 日付競争セーフガード弊社意見書を参照)。</p> <p>(1) 禁止行為規制に係る検証の精緻化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化 ② 検証時の判断基準の明確化 ③ 検証過程におけるさらなる透明性の確保 <p>(2) NTT グループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NTT グループに対するさらなる実効的措置の適用 ② 禁止行為等を未然に予防する十分な牽制機能を有した罰則規定の整備 ③ 「電気通信分野における競争の促進に関する指針」における禁止行為事例のさらなる明確化
16,17	<p>3(2)2)⑤ 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)</p> <p>【審査結果】</p> <p>不当な内部相互補助を防止する観点から、会計分離に関し、NTT 東日本は、IP通信網サービス、IP電話サービス及びLAN型通信網サービスについて、県内通信に係る収支と県間通信に係る収支を分計するとともに、適切なコスト配分を行うこととしている。</p> <p>また利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るよう算定することとしており、必要な措置が講じ</p>	<p>【意見】</p> <p>不当な内部相互補助の防止のための措置として、今回特別な認可条件・今後必要な措置は挙げられていませんが、そもそも、NTT-NGN に係る接続ルールが整備されていない段階では、NTT-NGNに係る会計ルールは未確定・不明確であり、活用業務収支の分計に係る適切な配賦計算を行うことは不可能です。従って、現段階では地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼす可能性がないことを立証することはできないため、本件は認可されるべきではありません。</p> <p>仮に、NTT-NGNに係る会計ルールが確定したとしても、ガイドラインにおいて「東・西NTTは、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること」とあるのに対し、NTT 東西の申請内容においては、「県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考え」との記述にとどまっているように、その内容は具体性に乏しく不十分です。</p> <p>これまでの活用業務の実施状況報告においては、活用業務収支ということで県間部分のみの収</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>られているものと認められる。</p> <p>第一次意見募集においては、活用業務に特化した会計分離のみでは公正競争に対する影響把握という目的を十分に果たしているとはいえない旨の意見や、会計分離の妥当性について必要十分な外部検証を可能とすべきとの意見が提出されているところであるが、これらの意見については、ガイドラインのフォローアップや競争セーフガード制度の運用等に当たって参考とする。</p> <p>なお、NTT 東日本においては、現行の配賦基準の検証結果を踏まえ、現在、取得固定資産価額比で配賦しているIP系設備に係る保守費を、今後、直接把握する等の方向で見直しを行うこととしている（「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（平成19年10月）参照）。</p>	<p>支が公表されていますが、例えば「IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」については、平成 16 年度にその収支が公表されて以来、毎年赤字を計上しており、赤字を継続しながら事業を継続していることは、何らかの内部相互補助の存在を疑わせるものといえます。</p> <p>上記のように、実施状況報告にて公表されている収支は内部相互補助の防止という観点からは不十分でありながら、今回の NTT 東西の認可申請書においては、前述のとおり従来どおりの「電気通信事業会計規則に準じた費用配賦」「適切な配賦基準」といった記述にとどまっているため、活用業務の実施にあたり内部相互補助の可能性に対する疑いが依然晴れず、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ（(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等））を満たしていないものと考えます。</p> <p>このような疑念があってもなお、本認可方針案においては、本件に係る競争事業者の意見について「ガイドラインのフォローアップや競争セーフガード制度の運用等に当たって参考とする」とされていますが、「おそれのない」ことを確保するためには、「参考」といった対応にとどまるのでは不十分であり、競争事業者の懸念を払拭することを認可の前提とする必要があります。</p> <p>従って、少なくとも NTT 東西より活用業務の収支報告に関してより詳細な情報の公開（県間部分以外の収支公表、配賦基準・配賦比率の公表等）がなされ、内部相互補助の疑いがないことが明らかにされるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <p>なお、NGN 接続ルールが整理された後には、設備区分の見直し等、会計制度に係る再見直しが必要と考えます。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件 11 として、以下を追加すること。 - NTT 東西は、本件に関し県間部分以外の収支公表、及び配賦基準・配賦比率の公表

頁※	該当部分	意見
		等を行い、活用業務に関し内部相互補助の疑いがないことを明確に説明すること。
17-20	<p>3(2)2)⑥ 関連事業者の公平な取扱い</p> <p>【審査結果】</p> <p>第一に、関連事業者の公平な取扱いを確保する観点から、NTT 東日本は、申請業務に係る活用業務認可申請に合わせて、接続に必要な技術的インターフェース条件等を同社ホームページ上において開示し、他の電気通信事業者等向けに説明会を開催する等の取組を行っているところであり、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしている。</p> <p>しかしながら、パラメータ1に係る審査結果のとおり、現在、次世代ネットワーク等に係る接続ルールの在り方については情報通信審議会において審議されている状況にある。</p> <p>このため、本パラメータに対応して、関連事業者の公平な取扱いを確保する観点からNTT 東日本が講ずることとしている具体的措置はもとより、申請業務の認可に当たっては、NTT 東日本において、情報通信審議会答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ってネットワークのオープン化、ネットワーク情</p>	<p>【意見】</p> <p>NTT 東西における情報開示については、本認可方針案において、「NTT 東日本(NTT 西日本)は、本申請業務に係る活用業務認可申請に合わせて、接続に必要な技術的インターフェース条件等を同社ホームページ上において開示し、他の電気通信事業者等向けに説明会を開催する等の取組を行っているところであり、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する」とされていますが、実情は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19/10/25 「次世代ネットワークのインターフェース条件等」資料公開 ・H19/11/末 H20年3月末接続開始(NTT 東西サービス開始と同時期)のための申込締切 ・H20/12/25 NTT 東西が提供予定の次世代ネットワークの技術参考資料公開 ・H20/2/末(予定) NTT 東西が提供予定のサービスに係る料金公開 <p>上記のとおり、接続事業者がNTT 東西のサービス開始と同時期に接続を開始するためには、平成19年11月末に申込をする必要がありましたが、その時点で入手していた情報では接続可否を決定するのに十分ではなかったため、結果、弊社としては接続申込を見送ったという事実があります。この例からも分かるのとおり、NTT 東西の情報提供は、時期・内容共に接続事業者の立場から十分とは言えず、「十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する」というNTT 東西の意思表示をもってよしとするのではなく、NTT 東西と接続事業者が真に同等のサービス提供が可能となるよう、接続事業者がNTT-NGNとの接続の是非を早期に判断可能とするスケジュール・内容での情報公開をNTT 東西に義務付ける等、実効性のある措置が必要と考えます。</p> <p>次に、県間区間の提供を目指すにあたり、NTT 東西は、県間区間中継事業者の募集をすでに行</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>報の開示、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保を図るための措置等を遅滞なく講ずる必要があり、これらの措置を通じて、関連事業者の公平な取扱いを確保することが必要である。【☞認可条件1】</p> <p>また、上記答申を踏まえ、NTT 東日本において、活用業務認可の観点から講ずるべき追加的な措置が必要となる場合が考えられるため、関連事業者の公平な取扱いの観点から、当該申請業務に係る認可条件を変更・追加することが必要となる可能性もある。この場合、NTT 東日本においては、変更・追加後の当該認可条件に従った所要の措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について総務大臣へ速やかに報告を行うこととする必要がある。【☞認可条件1】</p> <p>第二に、NTT 東日本が県間伝送路を他事業者等から調達する場合や NTT 西日本と相互接続する際の中継伝送区間に係る接続事業者を選定する場合には、自社の関係会社を他の事業者と比し不当に有利に取り扱うこと等のないよう、公平性・透明性を確保するための措置が必要である。【☞認可条件2及び3】</p> <p>第三に、NTT 東日本は、申請業務の開始時ににおいて、NTT 西日本と中継伝送区間に係る接続事業者を介在させた上で相互接続することを予定している。こ</p>	<p>っていますが、仮にNTT 東西が予定どおり今年度末よりNGNの商用サービスを開始することが可能であるとすれば、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて結論付けられていない現時点において、既に県間業務についても認可されることが前提で各種工事等を準備していると想定されます。最終接続工事がどのような形態であったとしても、このような事態は、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、活用業務が認められるとする NTT 法第 2 条第 5 項の規定を無視した行為であり、問題であると考えます。</p> <p>さらに、NTT 東西間の相互接続・共同営業については、本認可方針案において総務省は、「市場支配的な電気通信事業者である NTT 東日本が、申請業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者である NTT 西日本と連携することとなり、その市場支配力が結合することにより、他事業者との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある」と評価しながら、「NTT 東日本は、公募により中継伝送区間に係る接続事業者を介在させた上で NTT 西日本のネットワークと接続し、同社とは別個の設備を構築するとともに排他的な共同営業を行わないこととしており、公正競争確保の観点からは適当」と結論付けています。</p> <p>しかしながら、例えば全国に拠点を有する顧客(法人等)を相手にした営業の場合、NTT 東日本の営業が、自社エリア外でのサービス提供を行う事業者を顧客に自由に選択させるといった状況は考えにくく、むしろ NTT グループという資本関係の下では、NTT 西日本を推奨することが想定され、実際に共同営業が行われていたとしても、第三者がその内容を知る術はありません。</p> <p>すなわち、NTT 東西の申請内容にあるような「排他的な共同営業を行う考えはない」といった意思表示のみでは、「関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保」しているとは言えず不十分</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>のことは、市場支配的な電気通信事業者である NTT 東日本が、申請業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者である NTT 西日本と連携することとなり、その市場支配力が結合することにより、他事業者との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある。</p> <p>この点、NTT 東日本は、公募により中継伝送区間に係る接続事業者を介在させた上で NTT 西日本のネットワークと接続し、同社とは別個の設備を構築するとともに排他的な共同営業を行わないこととしており、公正競争確保の観点からは適当であると認められる。</p> <p>これに関連して、NTT 東西間における相互接続において、他事業者が相互接続する際に NTT 東西独自の規格の使用を求める又はシステム改造に過大なコストを要するものである等により、他事業者との相互接続が排除されるおそれがないよう、技術的条件に関する NTT 西日本との取決めについて、NTT 西日本以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことが必要である。【⇒認可条件3】</p> <p>具体的には、例えば、NTT 西日本との間における取決めに当たっては、技術的条件について、①TTC等</p>	<p>であり、また、仮にNTT 東西自身が共同営業を行わなかったとしても、NTT 東西子会社・関連会社を通すことによって、実質的に共同営業と同等の効果が生じることも考えられるため、現状においては公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((6)関連事業者の公平な取扱い)を満たしていないものと考えられます。</p> <p>従って、少なくとも、NTT 東西より排他的な共同営業を行わないことを確実とする、以下のような具体性・実効性のある措置が公表され、「競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置」が確実になされるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的に共同営業の有無が確認可能な基準を設け、それに基づき監督官庁である総務省が違反事実の有無を確認可能とする仕組みを構築する。 ・ NTT東西子会社・関連会社による営業行為等、実質的にはNTT 東西の共同営業と同等の行為を防止するためのガイドラインを公正取引委員会と共同で策定する。 <p>最後に、コンテンツ提供に係る事業者間の公平性については、本認可方針案において、「多様なコンテンツ提供事業者等による創意工夫を活かした事業展開を可能とする観点から、SNI(Application Server-Network Interface)／UNI(User-Network Interface)を通じて提供する映像配信等を行うための機能について、コンテンツ提供事業者等に対して公平な条件で提供することが求められる」とされていますが、コンテンツ提供事業者間の同等性を確保するためには、「NTT 東西との SNI で接続するコンテンツ事業者」、「NTT 東西との NNI で接続するISP事業者」に加え、「NTT 東西との NNI で接続する他の接続事業者」に対しても公平な取扱いを行う必要があります。すなわち、コンテンツ提供事業者間の同等性確保のためには、以下を実現する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者と NTT 東西との NNI 接続を経由

頁※	該当部分	意見
	<p>の標準に準拠したものであること、②NTT西日本以外の電気通信事業者が相互接続のためのシステム改造等に過大なコストを要することなくNTT東日本との相互接続を行うことが可能であること、③NTT西日本以外の電気通信事業者がSIPプロトコルを用いて相互接続を行う場合において、同プロトコルの調整のためのサーバ改造等に過大なコストを要することなくNTT東日本との相互接続を行うことが可能であること、④NTT西日本以外の電気通信事業者が、音声・映像等の通信に係るインターフェースの調整のためのシステム改造等に過大なコストを要することなくNTT東日本との相互接続を行うことが可能であること等が求められる。</p> <p>第四に、次世代ネットワークにおいては、コンテンツ提供事業者等の上位レイヤーの事業者が、SDP (Service Delivery Platform)等を自ら設置し、又は他のプラットフォーム提供者から調達した上で、マルチキャスト通信機能を活用した地上デジタル放送の再送信やユニキャスト通信機能を活用したVODサービスなどを提供することが想定される。</p> <p>第一次意見募集においては、NTTグループによる放送を含めたコンテンツホルダーの困り込み等を懸念</p>	<p>し、NTT東西のユーザ向けに行うマルチキャスト通信機能を用いたコンテンツ配信(以下、「マルチキャスト配信」という。)/ユニキャスト通信機能を用いたコンテンツ配信(以下、「ユニキャスト配信」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者とNTT東西とのNNI接続を經由し、他事業者のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信 <p>なお、NNI/SNIの接続点においてマルチキャスト通信以外の優先トラフィックを送るためには、現状のNTT-NGNの仕様ではNTT東西のSIPを使用する必要があるとされていますが、総務省が主導しているIPTVフォーラムにおいては、コンテンツ配信にNTT東西のSIPを使用しない方向で標準化が進められていることもあり、本認可方針案にある、「多様なコンテンツ提供事業者等による創意工夫を活かした事業展開を可能とする観点」から、ユニキャスト配信トラフィックを優先制御するための方法として、NTT東西のSIPを仕様しない選択肢も利用可能としておく必要があると考えます。さらに、各「NTT東西とのNNIで接続するISP事業者」および各「NTT東西とのNNIで接続する他の接続事業者」の現状保有するネットワークには様々な形態があることを考慮すると、これらの事業者に対する公平な取り扱いを実現するためには、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ2箇所ずつ相互接続点を開設するとともに、各県にNGNの全サービス(申請A、B、C)に係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET等)等の接続のための相互接続点を設け、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT東西が設定する接続料についてのスタックテストの厳密な実施を行う必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件12として、以下を追加すること。

頁※	該当部分	意見
	<p>する意見が提出されているところであるが、多様なコンテンツ提供事業者等による創意工夫を活かした事業展開を可能とする観点から、SNI(Application Server-Network Interface)／UNI(User-Network Interface)を通じて提供する映像配信等を行うための機能について、コンテンツ提供事業者等に対して公平な条件で提供することが求められる。</p> <p>また、現在、地域IP網に接続し、インターネット接続サービスを提供しているISP事業者の数は160社（東西計、平成19年10月末時点）に達しており、これらのISP事業者の多くが、次世代ネットワークにおいてもISP接続を行うことを希望している。こうした多様なISP事業者との円滑な接続を図る観点から、ISP接続機能についてISP事業者に対して公平な条件で提供することが求められる。</p> <p>このため、コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス、地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者の公平な取扱いを確保することが必要である。【☞認可条件5】</p> <p>さらに、現在の地域IP網においては、コンテンツ配信</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西は、「他事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者とNTT 東西とのNNI接続を経由し、NTT 東西のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、および「NTT 東西に接続したコンテンツ配信事業者が、他事業者とNTT 東西とのNNI接続を経由し、他事業者のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とすること。 - NTT 東西は、NNI/SNIの各接続点において、ユニキャスト配信トラフィックを優先制御するための方法として、NTT 東西のSIPを使用する方法に加え、NTT 東西のSIPを使用しない方法も準備し、他事業者との接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。 - NTT 東西は、シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のために、東西それぞれ2箇所ずつ相互接続点を開設するとともに、各県にNGNの全サービス（申請 A、B、C）に係るトラフィックインターフェース（GbE、10GbE、SONET 等）等の接続のための相互接続点を設けること。 - NTT 東西は、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料については厳密なスタックテストを実施すること。

頁※	該当部分	意見
	<p>を行う形態として、</p> <p>①地域IP網と接続しているISP事業者経由でコンテンツ配信を行う形態と、</p> <p>②地域IP網と直接接続してコンテンツ配信を行う形態があり、両形態が同等の技術的インターフェースにより利用可能となっているため、コンテンツ提供事業者は、ISPの提供するサービスを利用するか、NTT 東日本のサービスを利用するかを任意に選択可能となっているが、当該利用環境については、次世代ネットワークにおいても引き続き維持される事が求められる。</p> <p>しかしながら、次世代ネットワークにおいては、現在公表されている技術的インターフェース条件によれば、①次世代ネットワークと接続（NNI (Network-NetworkInterface)接続）しているISP事業者経由でコンテンツ配信を行う形態と、②次世代ネットワークと直接接続（SNI接続）してコンテンツ配信を行う形態があるものの、両形態が同等の技術的インターフェースにより利用可能となっていない。すなわち、ISP接続のためのNNIは、PPP over Ether を用いて提供されるため、コンテンツ配信向けサービスのためのSNIと比べて、最大転送単位（MTU:Maximum Transmission Unit）値が小さくなり、結果として、通信</p>	

頁※	該当部分	意見
	<p>速度が劣る技術的インターフェース条件となっている。さらに、ISP接続のためのNNIは、コンテンツ配信向けサービスのためのSNIにおいて利用可能なIPv6によるマルチキャスト通信機能を利用できないものとなっている。</p> <p>こうした技術的インターフェースの相違が公正競争確保に与える影響にかんがみ、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東日本と接続したISP事業者を経由してコンテンツ配信を行うコンテンツ提供事業者とを公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等に向けた取組がなされることが必要である。【☞認可条件6】</p>	
20	<p>3(2)2)⑦ 実施状況等の報告</p> <p>【審査結果】</p> <p>NTT東日本においては、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表することとしており、また、公表することが困難であるとしている事項及びその理由には妥当性があることから、所要の措置が講じられているものと認められる。</p> <p>なお、第一次意見募集において、活用業務に係る措</p>	<p>【意見】</p> <p>ガイドラインにおいては、「経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと」とあります。これに対して、NTT東西は、「費用(収益)項目一覧」の非公表理由を「経営上の秘密」、「社内文書・規定類等の一部」の非公表理由を「コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要」としていますが、この記述では具体性があるとは言えないと考えます。また、そもそも、「社内文書・規定類等の一部」という記述では、非公表となる資料がどのようなものかすら特定できない状況です。</p> <p>加えて、結果として実施状況等の報告に関し、NTT東西の申請内容に今回新たに加わったものは、NTT東西が資料を非公開とする理由のみですが、これは、総務省が「『東・西NTTの業務範囲</p>

頁※	該当部分	意見
	<p>置内容について、公表されている内容だけでは十分な措置が取られているかどうか判断することが困難である旨の意見等が提出されているところである。パラメータ1から7までに、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に速やかに対処するほか、下記4(2)のとおり、所要のフォローアップを行うこととする。</p>	<p>拡大に係る公正競争ガイドライン』の見直しにおける論点及び総務省の考え方」(2007年6月6日公表)において「NTT東西の業務に占める活用業務の比重の高まりに伴い、NTT東西が活用業務を営むに当たって公正な競争を確保するために講ずることとした措置及び認可に当たって付した条件の遵守状況等を適切に検証することは益々重要となっている」と示している趣旨に照らして考えても、不適當であると考えます。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可条件13として、以下を追加すること。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT東西は、「経営上の秘密」「社内文書・規定類等の一部」について、その内容をより具体的に説明すること。 - NTT東西は、活用業務を営むに当たって公正な競争を確保するために講ずることとした措置及び認可に当たって付した条件の遵守状況等を適切な検証を可能とすべく、開示範囲を拡大すること。
21,22	<p>4(1) 認可条件</p> <p>本申請業務(A～C)に係る認可条件は以下の8項目である(ただし、条件5及び6は申請Aのみ、また条件7は申請Bのみに付す条件)。</p>	<p>【意見】</p> <p>NTT東西の事業を地域電気通信事業に限定したNTT法の趣旨からすれば、活用業務はこのようなNTT法の趣旨およびNTT法第2条第5項の法文解釈を逸脱しない範囲においてのみ限定的に認められるものでなければならず、本意見書にてこれまでに述べたとおりの理由により、本件は認可されるべきではありません。</p> <p>万が一、NTT法第2条第5項に既定される「おそれ」のないことを、認可条件を付すことにより担保しようとするのであれば、本認可方針案における認可条件のみでは不十分であり、本意見書において意見した全ての要件を満たさない限り、本件は認可されるべきではありません。</p>
22,23	4(2) 認可条件に係るフォローアップ等	【意見】

頁※	該当部分	意見
	<p>NTT 東日本が次世代ネットワーク等を利用して提供するサービスとして、今後、NTT 東日本がサービス提供の仕組みの変更(例えば、申請Cのイーサネットサービスの次世代ネットワーク上での提供)を行い、又は新たなサービスを提供する場合には、改めて公正競争確保の観点から検証を加える必要があると認められることから、上記の認可条件8を付すものである。</p> <p>また、総務省では、平成19年度から運用を開始した競争セーフガード制度を通じ、活用業務に係る認可条件の有効性・適正性を検証するとともに、NTT 東日本が公正競争を確保するために講ずることとした措置の遵守状況を検証することとしており、今回の申請業務に係る認可条件についても、同様の取扱いとする。なお、当該検証の結果、公正競争確保のための措置が十分に確保されていない場合や、急速な技術革新等を背景として、次世代ネットワーク等が段階的な機能追加が行われていくものであること、さらにブロードバンド市場における構造変化などにより、認可に際して講ずることとされた措置(NTT 東日本が公正競争を確保するために講ずることとした措置及び申</p>	<p>活用業務に係る認可条件の有効性・適正性の検証を目的とし、認可条件のフォローアップとして認可条件8の設定に加え、競争セーフガード制度を通じた検証を行うとされていますが、「3(2)2 ④ 営業面でのファイアーウォール」に対して述べたとおり、現状で競争セーフガード制度に対応を委ねることは、公正競争確保の措置として不十分であり、少なくとも同制度において、禁止行為規制に係る検証の精緻化、NTT グループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化等を行い、同制度をより実効的な制度としていくことが必要と考えます(詳細は、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」に対する弊社意見書(平成 20 年 1 月 17 日)(以下、「競争セーフガード弊社意見書」という。)を参照願います)。</p> <p>以上のことから、最低限下記要件が満たされない限り、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度において、下記のように禁止行為規制に係る検証の精緻化、NTT グループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化等を行い、同制度をより実効的な制度としていくこと(詳細は、平成 20 年 1 月 17 日付競争セーフガード弊社意見書を参照)。 <p>(1) 禁止行為規制に係る検証の精緻化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化 ② 検証時の判断基準の明確化 ③ 検証過程におけるさらなる透明性の確保 <p>(2) NTT グループの禁止行為に対する措置／牽制機能の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① NTT グループに対するさらなる実効的措置の適用 ② 禁止行為等を未然に予防する十分な牽制機能を有した罰則規定の整備 ③ 「電気通信分野における競争の促進に関する指針」における禁止行為事例のさらなる明確化

頁※	該当部分	意見
	<p>請業務に係る認可条件)のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合、速やかに NTT 法又は電気通信事業法に基づき所要の措置を講ずる。</p>	
23	<p>5 本件に係る今後の手続</p> <p>本認可方針案について第二次意見募集において寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を行い、ガイドラインで定められた標準処理期間を念頭に置きつつ認可の適否について決定し、これを公表する。</p>	<p>【意見】</p> <p>活用業務ガイドラインにおいては、「類似の活用業務が過去に存在しない等の理由により、特に慎重な検討が必要と認められる場合においては、パブリック・コメントを複数回招請する」と規定されています。</p> <p>今回は、1 回目の意見募集時に寄せられた意見に対する総務省の考え方が公表されないまま、本認可方針案の公表とともに二次意見募集が開始されているため、本認可方針案策定に至るまでの総務省のプロセス・考え方が適切か否かを十分に判断することが困難です。これは、「特に慎重な検討が必要と認められる場合においては、パブリック・コメントを複数回招請する」と示したガイドラインの趣旨に反しており、今回の意見募集を持って複数回の意見招請を行ったと捉えることはできず、ガイドラインの要件を満たしていないものと考えられます。</p> <p>従って、1 回目の意見募集時に寄せられた意見に対する総務省の考え方を明確に示した上で、意見募集を再度実施すべきです。</p> <p>また、今回、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」について、活用業務認可申請の対象となっていますが、現時点では、NTT-NGN が実際に提供されていないため、それぞれどのようなサービスか不明です。さらに「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」が並行して情報通信審議会において諮問・検討が行われているところであり、これが整備されない限り、NTT 東西がネットワークオープン化に</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>ついて適切な措置をとることは不可能であり、活用業務ガイドラインの要件を満たさないことから、本件の認可を行うことも当然不可能です。このようにサービス内容及び公正競争を確保するために講ずべき措置が判断できない状態で、総務省が「公正な競争の確保に支障を及ぼす可能性がない」と判断するのであれば、それは「想定に想定を重ねた判断」であり、「可能性がない」ことの立証にならないのは明らかです。仮に、総務省が本件申請を認可した場合、行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いと考えます。</p> <p>にもかかわらず、NGN 接続ルールに係る検討の結論を待たずして認可を行うことは、まさに 4 ヶ月以内という標準処理期間にとられすぎた措置であると考えざるを得ません。総務省が「『東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン』の見直しにおける論点及び総務省の考え方」(平成 19 年 6 月 6 日公表)において、「IP化の進展等に伴い、NTT 東西が他の電気通信事業者に先立って新たな業務を開始する場合が一層顕著となることが見込まれ、認可の要件への適合性について、より慎重な検討が必要」と示した趣旨とも矛盾していると考えます。</p> <p>すなわち、今回の審査にあたり 4 ヶ月という標準処理期間を遵守することが、逆に NTT 法の趣旨、活用業務ガイドライン全体の趣旨に反することとなるとともに、NGN 接続ルールの結果によっては、県間中継接続事業者の見地から、現時点の 8 項目の認可条件に数項目が追加となる可能性があるため、NGN 接続ルールに係る結論が出るまで今の審査を保留するか、若しくは NGN 接続ルールの確定をもって本活用業務に係る認可審査を再度行うべきであり、標準処理期間にとられず審査を行うことこそ適切な措置であると考えます。</p>
一	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する第一次意見募集の結果(平成 19 年 1 月 28 日公表)における各	<p>【意見】</p> <p><活用業務認可による利便性の向上について>(法人ユーザの意見に対して)</p> <p>法人ユーザからは、今回の活用業務について認可がなされることにより、ワンストップで一元的</p>

頁※	該当部分	意見
	社意見について	<p>な料金の支払が可能となり、コスト削減や利便性向上につながるため、本件活用業務認可に賛成という旨の意見が提出されているところです。また併せて、回線サービス選択の自由度が増すことで、競争事業者の積極的投資が期待され、競争の促進により、更なる料金低廉化やサービス品質向上が見込めるとい旨の意見が提出されています。</p> <p>確かに短期的視点においては、本件認可により一時的に NTT 東西の利用者のコスト削減や利便性向上につながる可能性もありますが、本意見書にてこれまで述べてきたとおり、公正な競争を担保する措置が十分になされない状況の下、NTT 東西が活用業務により業務範囲を拡大することは競争の減退を招くこととなり、ひいては料金の高止まりやサービス品質の低下等、NTT 東西の利用者も含めた一般消費者にも不利益を及ぼすことにつながります。従って、総務省におかれては、目先にとらわれた判断ではなく、我が国の通信市場における競争促進を通じ、一般ユーザの利便性を継続的に向上させ続けるためにも、本件は認可されるべきではないと考えます。</p> <p><NGNに関する規制の在り方について> (NTT 東西の意見に対して)</p> <p>NTT 東西からは、国際競争力の強化のため、NGN については事前規制を課さずに自由競争を促すべきという旨の意見が提出されていますが、我が国の電気通信市場の国際競争力強化のためには、自由かつ「公正な」競争の促進が必要であり、NTT 東西がどのような形態で NTT-NGN を展開しようとも、線路設置基盤の独占性に起因するアクセス回線におけるボトルネック性が存在することに変わりはなく、アクセス回線と一体として NTT-NGN が構築される以上、当初よりその全てを第一種指定電気通信設備として指定すべきです。</p> <p><NTT 再編の趣旨、NTT の在り方論との関係について> (KDDI、ケイ・オプティコム、STNet、中部テレコミュニケーションの意見に対して)</p>

頁※	該当部分	意見
		<p>接続事業者や電力系事業者からは、NTT 東西による県間役務提供は NTT 再編の構造的措置の趣旨に反するため、本件活用業務認可申請を認可すべきでないという旨の意見や、NTT 再々編の在り方の議論が 2010 年に持ち越されているところであり、当該議論を経ずして審査をすべきではないという旨の意見が提出されています。</p> <p>NTT 法第 1 条第 2 項、及び「NTT の再編成についての方針」(平成 8 年 12 月 6 日公表)の趣旨に鑑みた場合、公正競争環境を確保するためには、NTT 東西の活用業務の範囲はあくまで NTT 東西の業務範囲を地域電気通信業務等に制限した趣旨を逸脱しない範囲に限られるべきです。IP 化の進展に伴い、今回の NTT-NGN のような案件の増加が想定される中では、上記の他社意見のとおり、当初の NTT 再編の趣旨を担保するための NTT の在り方の検討は必須であり、従来からの課題である NTT 東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造分離又は実質的な機能分離といった措置も含め、2010 年を待たずして NTT 再々編の議論を早急に開始すべきです。</p>

以上

＜NTTコミュニケーションズが提供する「e-VLAN イーサアクセス(NTT東日本・西日本タイプ)フラットプラン」に係る料金逆転の事例＞

NTT東日本のビジネスイーサtypeS(プラン1を利用した場合)

品目	端末側料金		e-VLAN側料金		合計・・①
	基本料 (基本額)	回線終端 装置利用料	基本料 (基本額)	回線終端 装置利用料	
0.5Mbit/s	47,800	1,200	47,800	1,200	98,000
1Mbit/s	52,800	1,200	52,800	1,200	108,000
2Mbit/s	67,800	1,200	67,800	1,200	138,000
3Mbit/s	83,800	1,200	83,800	1,200	170,000
4Mbit/s	97,800	1,200	97,800	1,200	198,000
5Mbit/s	113,800	1,200	113,800	1,200	230,000
10Mbit/s	78,800	1,200	78,800	1,200	160,000
100Mbit/s	100,000	4,000	100,000	4,000	208,000

NTTコミュニケーションズの提供料金と、ビジネスイーサとの差額

品目	e-VLAN通信料 (全国一律料 金)・・・②	②-①
0.5Mbit/s	73,500	-24,500
1Mbit/s	94,500	-13,500
2Mbit/s	136,500	-1,500
3Mbit/s	168,000	-2,000
4Mbit/s	189,000	-9,000
5Mbit/s	210,000	-20,000
10Mbit/s	315,000	155,000
100Mbit/s	840,000	632,000

NTTコミュニケーションズが
赤字となる部分

NTT東日本のビジネスイーサtypeS(プラン2を利用した場合)

品目	基本料 (定額料)	端末側料金		e-VLAN側料金		合計・・①
		基本料 (アクセス料)	回線終端 装置利用料	基本料 (アクセス料)	回線終端 装置利用料	
0.5Mbit/s	100,000	16,000	1,200	16,000	1,200	134,400
1Mbit/s	100,000	17,000	1,200	17,000	1,200	136,400
2Mbit/s	100,000	19,000	1,200	19,000	1,200	140,400
3Mbit/s	100,000	21,000	1,200	21,000	1,200	144,400
4Mbit/s	100,000	22,500	1,200	22,500	1,200	147,400
5Mbit/s	100,000	23,000	1,200	23,000	1,200	148,400
10Mbit/s	100,000	26,000	1,200	26,000	1,200	154,400
100Mbit/s	100,000	40,000	4,000	40,000	4,000	188,000

NTTコミュニケーションズの提供料金と、ビジネスイーサとの差額

品目	e-VLAN通信料 (全国一律料 金)・・・②	②-①
0.5Mbit/s	73,500	-60,900
1Mbit/s	94,500	-41,900
2Mbit/s	136,500	-3,900
3Mbit/s	168,000	23,600
4Mbit/s	189,000	41,600
5Mbit/s	210,000	61,600
10Mbit/s	315,000	160,600
100Mbit/s	840,000	652,000

NTTコミュニケーションズが
赤字となる部分

ビジネスイーサtypeS(NTT東日本) : <http://www.ntt-east.co.jp/ether/lineup/smart/price.html>

e-VLAN「イーサアクセス(NTT東日本・西日本タイプ)フラットプラン」(NTTコミュニケーションズ) : http://www.ntt-vpn.com/e-vlan/fee/access/ether_ntt_flat.html